

## 港北区の犯罪発生状況

### 1 刑法犯認知・検挙件数

	認知件数				検挙件数			
	令和7年 (4月末)	令和6年 (4月末)	前年増減		令和7年 (4月末)	令和6年 (4月末)	前年増減	
			件数	率 (%)			件数	率 (%)
<b>総数</b>	<b>545</b>	<b>487</b>	<b>+58</b>	<b>+11.9%</b>	<b>192</b>	<b>179</b>	<b>+13</b>	<b>+7.3%</b>
凶悪犯	5	7	-2	-28.6%	2	2	±0	±0.0%
粗暴犯	30	28	+2	+7.1%	22	24	-2	-8.3%
窃盗犯	399	341	+58	+17.0%	142	126	+16	+12.7%
知能犯	52	55	-3	-5.5%	1	6	-5	-83.3%
風俗犯	21	9	+12	+133.3%	8	5	+3	+60.0%
その他	38	47	-9	-19.1%	15	10	+5	+50.0%

### 2 窃盗犯認知・検挙件数

	認知件数				検挙件数				
	令和7年 (4月末)	令和6年 (4月末)	前年増減		令和7年 (4月末)	令和6年 (4月末)	前年増減		
			件数	率 (%)			件数	率 (%)	
侵入盗	空き巣	7	9	-2	-22.2%	1	2	-1	-50.0%
	事務所荒し	0	0	±0	±0	0	0	±0	±0
	その他	16	25	-9	-36.0%	44	14	+30	+214.3%
非侵入盗	自動車盗	17	18	-1	-5.6%	15	2	+13	+650.0%
	オートバイ盗	8	5	+3	+60.0%	2	3	-1	-33.3%
	自転車盗	118	95	+23	+24.2%	8	8	±0	±0.0%
	車上狙い	14	10	+4	+40.0%	3	5	-2	-40.0%
	ひったくり	0	0	±0	±0	0	0	±0	±0
	屋引き	15	14	+1	+7.1%	5	7	-2	-28.6%
	万引き	107	77	+30	+39.0%	38	50	-12	-24.0%
	その他	97	88	+9	+10.2%	26	35	-9	-25.7%

## 特殊詐欺発生状況 (令和7年4月末)

<b>港北区内</b>
<b>24件 (前年比 +8件)</b>
<b>約4,331万円 (前年比 約-2,280万円)</b>

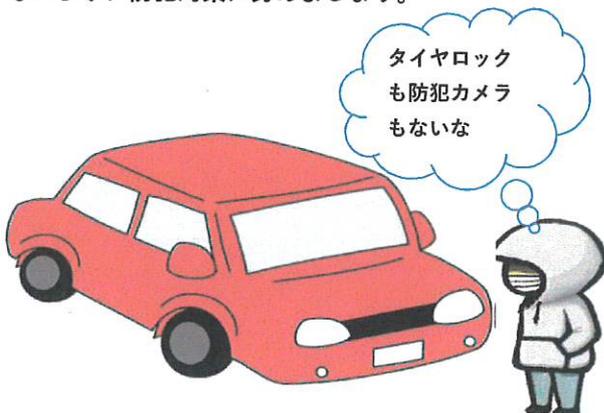
## SNS型投資・ロマンス詐欺発生状況 (令和7年4月末)

<b>港北区内</b>
<b>4件</b>
<b>約2,380万円</b>

## 港北警察署からの連絡

### 《自動車盗に注意》

SUVタイプやステーションワゴンタイプを狙った自動車盗が増えています。ご自身の愛車が被害に遭わないように防犯対策に努めましょう。



### 被害に遭わないための対策!

- 駐車中はタイヤロックやハンドルロックを付けましょう。
- 防犯カメラやセンサーライト等が設置された駐車場に止めましょう。





# 神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」とは



神奈川県警察公式防犯アプリ  
かながわポリス

身近なエリアの事件・  
事故等を地図で確認

クイズ形式で楽しく  
交通ルールを学習

画面と音でちかんと  
スマホで防犯ブザーを携帯

家族等にもいつでも  
位置情報を共有



神奈川県警察では、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、公式アプリ「かながわポリス」をリリースしました。アプリのコンセプトは「持ち運べる交番」。

県民の皆様が、警察が発信する情報を、自ら収集・活用し、自分と周りの人を事故や事件から守っていただくことを狙いとして、以下の機能を搭載しています。

- ☑️ 運転免許不要の自転車等モビリティの**交通ルール学習機能**「スマートチリンスクール」
- ☑️ 交通事故・犯罪発生・特殊詐欺・不審者**情報等を地図に可視化**
- ☑️ 事故多発ポイントに接近した際やお住まい・勤務先などの**エリア情報発信の通知**
- ☑️ ちかんと撃退及び防犯ブザーなどの**防犯機能**や**位置情報共有機能**
- ☑️ チャットボット形式での**コンシェルジュ（総合案内）機能**
- ☑️ 遺失物届出や採用試験受験申込などの**行政手続へのダイレクトアクセス**
- ☑️ ネット上に点在する警察情報の集中表示（SNS アカウントや手配情報など）
- ☑️ 警察署、交番へのルート検索・表示機能



## 「スマートチリンスクール」とは

自転車等の利用者に知ってほしい基本的な交通ルールから少しマニアックな問題まで、クイズ形式で学べます。学習を続けると制服や手錠などの警察装備品がチリカちゃんに与えられ、昇任したり、白バイ隊員にもなれます。たくさんコレクションして、着せ替えも楽しむことで学習継続を図ります。

交差点手前の道路の標示です。自転車で交差点を直進したいとき、どの通行帯を直進しますか？

①を直進する  
②を直進する  
③を直進する

各レベルをクリアするとダウンロード可能なデジタルチリカ4種類

<p><b>ベーシック</b> (小学校3年生以上)</p>	<p><b>アドバンス</b> (高校生以上)</p>	<p><b>マスター</b> (指導者、管理者等)</p>	<p><b>プロフェッショナル</b> (自転車マニアなど)</p>	<p><b>デジタルライセンス</b> (特定小型原付)</p>
------------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	--	--------------------------------------

**特典①**

「デジタルチリカ」を協賛事業所に提示して、特典をゲットしよう！

**特典②**

クイズを続けてレアな警察装備品をチリカに着せよう!!!

**デジタルライセンス**を取得すると、協賛事業所での「シェアリングサービス無料延長」などが受けられます！  
※各デジタルチリカの特典はありません。

① アプリをダウンロード  
② トップ画面のチリカをタップ  
③ クイズにチャレンジ！  
④ デジタルチリカ（右図参照）DL⇒協賛店舗で特典ゲット！  
⑤ チャレンジ継続！  
⑥ 手錠などの警察装備品のデジタルコンテンツをゲット！  
⑦ チリカを着せ替えたり昇任させたりして楽しもう！



## 港北区の交通事故発生状況



	発生件数	死者数	負傷者数	子供（人数）	高齢者（人数）
令和7年	172	0	206	15	47
令和6年	200	0	230	21	59
増減	-28	±0	-24	-6	-12
増減率	-14.0%	-	-10.4%	-28.6%	-20.3%

令和7年4月末現在（暫定値）

### 4月の事故の特徴（港区内）

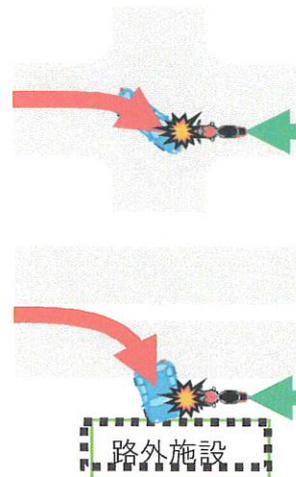
#### 右折車と直進車による事故に要注意

4月中に発生した交通事故を分析した結果、右折車と直進車が関係する事故、いわゆる「**右直事故**」が増加していました。

特に、直進してくる二輪車は車体が小さいため、距離感や速度感覚を見誤ってしまいます。

対向車線に車両を見つけたら、**相手の動きをよく見てください。**

二輪車に乗車している方は、自分が周囲の運転手から「**どう見られているか**」を常に考えて、運転しましょう。



### 港北警察署からのお知らせ

#### ★二輪車交通事故防止強化月間★

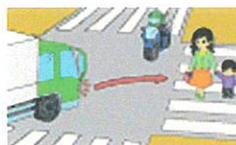
6月は二輪車交通事故防止強化月間となっています。

1件でも事故を減らすため、交通ルールやマナーを守りましょう。

スローガン ～運転に ゆとり やさしさ 思いやり～

#### 重点推進

- 二輪車の交通事故発生状況についての広報啓発活動の推進
- ヘルメットや二輪車用プロテクターの正しい着用についての推進
- SNS等あらゆる媒体を利用した交通事故防止の呼びかけ
- 特定小型原動機付自転車等の新たなモビリティの広報啓発活動の推進



# 事故発生分析（4月末）

## 発生時間 ワースト3

16時～18時	35件
12時～14時	22件
08時～10時	21件

朝・夕の通勤時間や登下校等の人の流動が激しい時間帯に事故が多くなっています！

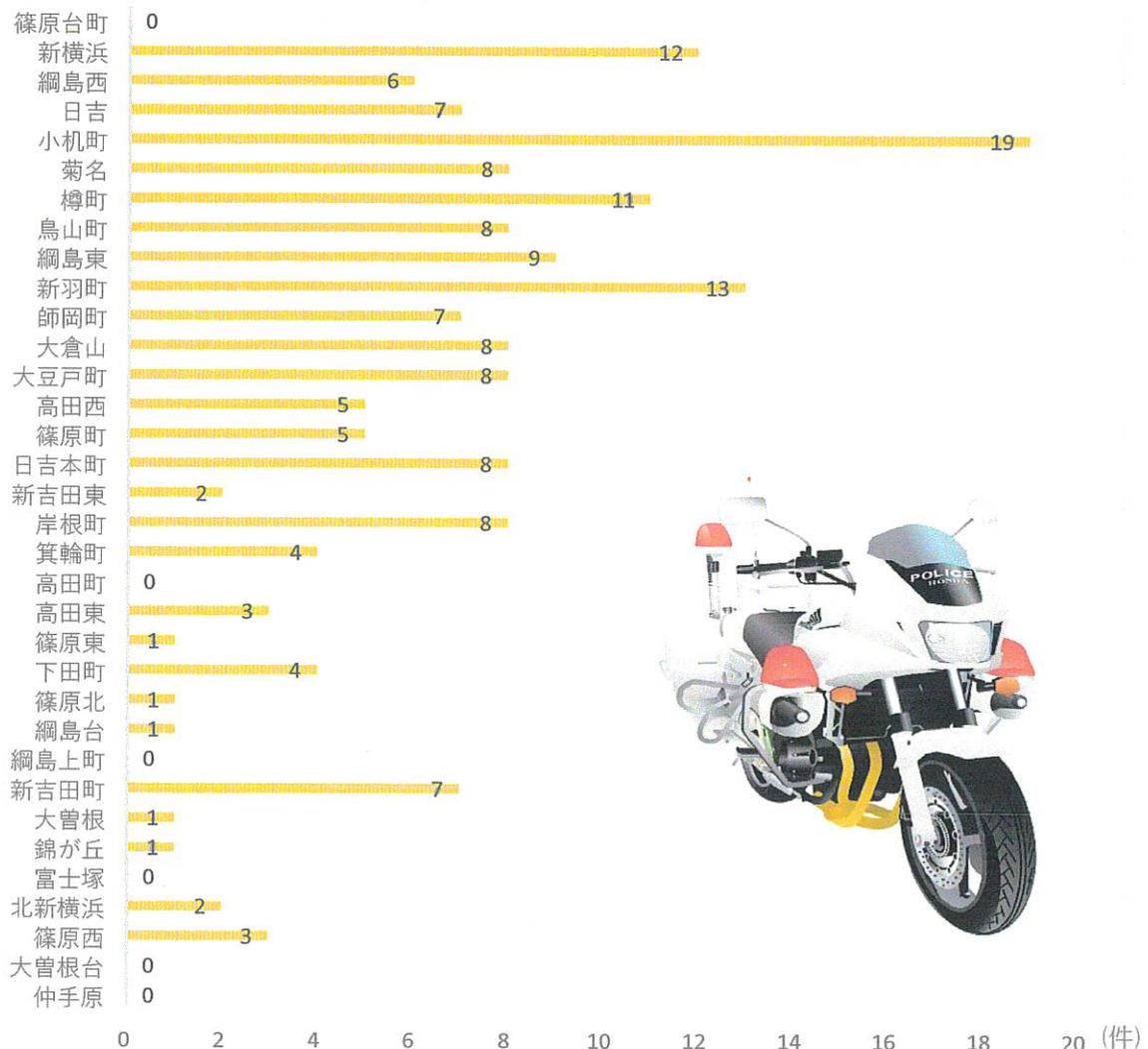
## 発生曜日 ワースト3

金曜日	35件
日曜日	25件
木曜日	24件

日曜日や週の終わりに事故が多発しています。疲れが溜まりやすいので十分な休息を取りましょう

## 町名別 事故発生状況

※4月末 暫定値



# 港北区内の火災・救急状況について

## 火災情報

区連会議  
令和7年5月20日  
港北消防署

令和7年4月30日現在

港北区内					
火災発生状況					
年別	令和7年	令和6年	増△減		
件数	27	22	5		
火災種別	建物	19	19	0	
	林野	0	0	0	
	車両	2	2	0	
	船舶	0	0	0	
	航空機	0	0	0	
	その他	6	1	5	
損害	焼損床面積	381	36	345	
	死者	2	3	△1	
	焼死等	1	3	△2	
	放火自殺	1	0	1	
	負傷者	8	4	4	

横浜市内					
火災発生状況					
年別	令和7年	令和6年	増△減		
件数	301	232	69		
火災種別	建物	189	161	28	
	林野	0	0	0	
	車両	17	21	△4	
	船舶	0	0	0	
	航空機	0	0	0	
	その他	95	50	45	
損害	焼損床面積	2,204	2,288	△84	
	死者	12	13	△1	
	焼死等	10	12	△2	
	放火自殺	2	1	1	
	負傷者	45	44	1	

主な出火原因				
	年別	令和7年	令和6年	増△減
1	放火(疑い含む)	8	1	7
2	こんろ	6	3	3
3	たばこ	2	2	0
4	電気機器	2	2	0
5	ストーブ	1	5	△4

主な出火原因				
	年別	令和7年	令和6年	増△減
1	放火(疑い含む)	62	27	35
2	たばこ	58	40	18
3	こんろ	33	29	4
4	電気機器	25	24	1
5	配線器具	13	11	2

港北区連合町内会別火災発生状況		
合計	27	
日吉地区連合町内会	3	
綱島地区連合自治会	0	
大曽根自治連合会	2	
樽町連合町内会	0	
菊名地区連合町内会	6	
師岡地区連合町内会	1	
大倉山地区連合町会	2	
篠原地区連合自治会	0	
城郷地区連合町内会	3	
新羽町連合町内会	1	
新吉田連合町内会	4	
新吉田あすなろ連合町内会	1	
高田町連合町内会	2	
その他	2	

行政区別火災発生状況			
年別	令和7年	令和6年	増△減
合計	301	232	69
鶴見	21	14	7
神奈川	17	13	4
西	7	12	△5
中	35	35	0
南	20	14	6
港南	11	8	3
保土ヶ谷	14	11	3
旭	17	13	4
磯子	17	6	11
金沢	18	18	0
港北	27	22	5
緑	16	9	7
青葉	19	11	8
都筑	15	4	11
戸塚	21	16	5
栄	5	8	△3
泉	14	11	3
瀬谷	7	7	0

消防団分団担当地区別火災発生状況		
合計	27	
第一分団	4	
第二分団	2	
第三分団	8	
第四分団	2	
第五分団	3	
第六分団	7	
第七分団	1	

※本年数値は速報値であり、確定値ではありません。



# 救急情報

令和7年4月30日現在

港北区内救急状況			
年 別	令和7年	令和6年	増△減
件 数	6,543	6,613	△ 70
急 病	4,672	4,698	△ 26
一般負傷	1,152	1,205	△ 53
交通事故	192	219	△ 27
その他	527	491	36

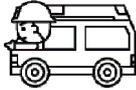
横浜市内救急状況			
年 別	令和7年	令和6年	増△減
件 数	82,076	82,817	△ 741
急 病	57,661	58,565	△ 904
一般負傷	14,864	15,278	△ 414
交通事故	2,807	2,840	△ 33
その他	6,744	6,134	610

行政区別救急状況			
年 別	令和7年	令和6年	増△減
鶴見	6,047	5,969	78
神奈川	5,180	5,208	△ 28
西	3,543	3,373	170
中	5,789	5,826	△ 37
南	5,220	4,918	302
港南	5,009	5,021	△ 12
保土ヶ谷	4,242	4,499	△ 257
旭	5,298	5,541	△ 243
磯子	3,651	3,838	△ 187
金沢	4,415	4,403	12
港北	6,543	6,613	△ 70
緑	3,793	3,822	△ 29
青葉	5,132	5,061	71
都筑	3,488	3,537	△ 49
戸塚	5,965	6,142	△ 177
栄	2,651	2,680	△ 29
泉	3,360	3,424	△ 64
瀬谷	2,732	2,929	△ 197
市外	15	13	2

※本年数値は速報値であり、確定値ではありません。



**救える命を救いたい！**  
**考えてみましょう…救急車の利用**



2025年度全国統一防火標語

**急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし**

がけ地の近くにお住いの皆様へ

# 土砂災害に備えて がけ地を調査します

いつから・どこを調査するのですか？

港北区では、令和7年6月から調査を始めます。住宅の裏のがけ地等、港北区内及び隣接区にまたがるがけ地約250箇所を調査します。土地に立ち入ることがありますのでご協力をお願いします。

何を調査するのですか？

がけ地の高さや傾斜度（勾配）等を調査します。

誰が調査するのですか？

神奈川県横浜川崎治水事務所が委託した作業員が調査します。身分証明書を携帯し、腕章を付けています。



※調査中の立会はありません

※調査を行うがけ地の近くにお住まいの方には調査のお知らせをポスト投函等で配布します

神奈川県は、土砂災害防止法に基づき、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域等の指定に必要な調査を実施します。横浜市内では、令和3年度までに土砂災害警戒区域等を指定しましたが、地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、調査をして区域を見直します。なお、調査結果は、令和8年度中に公表する予定です。



区連会 5 月 定例会 説明資料  
 令和 7 年 5 月 20 日  
 都市整備局 防災まちづくり推進課

自治会・町内会向け「身近なまちの防災施設整備事業補助」の拡充について  
 【情報提供】

1 趣旨

本市では、地震火災の被害を抑え、共助による防災活動を活性化するため、自治会・町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備等に対し補助を行っています。

このたび、令和7年3月の「横浜市地震防災戦略」の刷新に合わせ、補助対象地域を全市に拡大しましたのでお知らせいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要及び変更点

防災まちづくり活動を更に広く普及させるため、重点対策地域及び対策地域（【参考】参照）のみだった補助対象地域を全市に拡大します。

詳細は別紙「身近なまちの防災施設整備事業補助」をご覧ください。

表 令和7年度以降の補助上限額・補助率（下線部は拡充箇所）

項目		重点対策地域	対策地域	その他
防災広場	補助率	<u>10/10</u> (9/10)	9/10	<u>5/10</u> （なし）
	補助上限額	150万円		<u>75万円</u> （なし）
その他（避難経路、防災設備）	補助率	9/10		<u>5/10</u> （なし）
	補助上限額	30～50万円		<u>15～25万円</u> （なし）

※（ ）内は令和6年度の補助内容

裏面あり





補助の内容

地域の身近なところから、災害に強いまちをつくりましょう。

身近なまちの防災施設整備事業補助は、災害時に地域の皆様が安心して避難できる「まちの避難経路」、いつとき避難のできる「まちの防災広場」、災害時に必要な「まちの防災設備」の整備等に対し、補助を行います。

「まちの避難経路」行き止まり改善

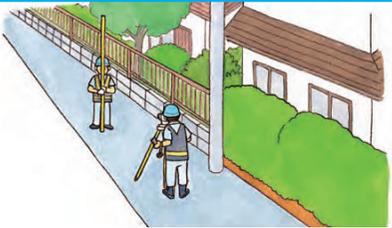


行き止まり解消のため扉を設置して、通り抜けられるようにしました。

補助対象：まちの避難経路の行き止まり解消に向けた扉・階段の設置等  
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者  
 主な要件：①10年以上維持管理されること  
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	30万円	10分の5	15万円

「まちの避難経路」中心杭等設置



補助対象：まちの避難経路の幅広に向けた中心線の測量、中心杭等の設置  
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者  
 主な要件：①10年以上維持管理されること  
 ②事前に関係権利者の間で、「中心を確定する確認書」を締結していること  
 ③私道であること<sup>注1)</sup>

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

注1)「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」による整備促進路線は除きます  
 注2)横浜市が定める「補助単価」の範囲内とします

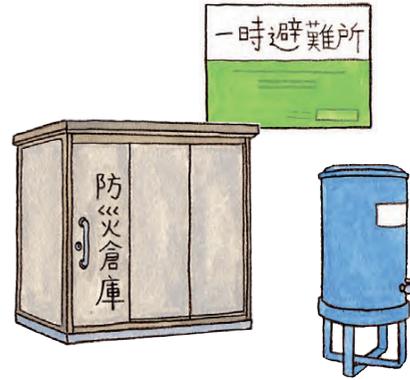
「まちの避難経路」安全対策



補助対象：まちの避難経路の安全対策に向けた避難上支障のある舗装の改善、傾斜路等の段差の解消、手すりの設置等  
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者  
 主な要件：①10年以上維持管理されること  
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること  
 ③私道であること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

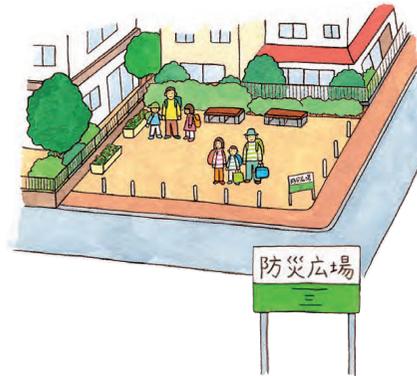
「まちの防災設備」設置



補助対象：防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン等のまちの防災設備の設置  
 対象者：自治会町内会等の団体  
 主な要件：①10年以上維持管理されること  
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること  
 ③原則、対象物が土地・建物・工作物に定着していること  
 ④法令等に適合しているものであること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災広場」整備



補助対象：まちの防災広場の整備  
 対象者：自治会町内会等の団体  
 主な要件：①10年以上横浜市に無償で土地の提供が可能であること  
 ②自治会町内会等と横浜市の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結するものであること  
 ③まちの防災性の向上に資する位置、規模であること

	補助率	上限額
重点対策地域	10分の10	150万円
対策地域 <sup>注1)</sup>	10分の9	150万円
その他の地域	10分の5	75万円

注1) 対策地域内の組織認定を受けた団体（横浜市地域まちづくり推進条例に基づく組織認定を受けた団体。防災を目的としたプランの策定に向けたものに限る）の活動対象地域内での整備等に関しては、重点対策地域（不燃化推進地域）と同様の上限額となります

〈参考：「まちの防災広場」の事業の流れ〉



○重点対策地域又は対策地域において、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく認定を受けたプラン（防災まちづくりを目的としたものに限る。）に基づいた整備等を、そのプランを運用する地域まちづくり団体が申請する場合は、上限額が500万円となります。



## 感震ブレーカー等設置推進事業のご案内【周知依頼】

### 1 事業の趣旨

大地震時の通電火災対策として、揺れを感知すると自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー（簡易型）」の補助制度が、令和7年6月1日より受付を開始します。

地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代が全額補助、それ以外の地域に対しては1/2、上限2,000円補助します。また、取付支援を全市へ拡大します。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 補助制度の概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付支援】市内全域（高齢者・障害者等のみで構成される世帯）

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

### 4 お問い合わせ先・申込先

船山株式会社（横浜市感震ブレーカー等設置推進事業委託事業者）

TEL：0120-993-918

FAX：0258-25-2782

メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

総務局地域防災課  
担当 海野、山羽  
電話 045-671-3456 / FAX 045-641-1677  
メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp



# 感震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう



## 横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは**補助**があります！  
 重点対策地域は**全額補助**！それ以外の地域は**一部補助**します！

神奈川県 神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

- Step 1** 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認  
3ページでご確認！
- Step 2** 感震ブレーカーを選ぶ
- Step 3** 電子申請で申し込み 5分で完了！  
(郵送・FAXでのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日

※予算に達し次第、早期に終了となります。申請はお早めに！

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

↓ 折り線 ①

9408790



新潟県長岡市稲保4-720-6  
 横浜市感震ブレーカー等設置推進事業  
 受託事業者  
 船山株式会社 行



↑ 折り線 ④

必ず折り線に沿って  
折り込みをして下さい。

← 折り線 ③

↑ 折り線 ②

# なぜ感震ブレーカーが必要？

## 通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



地震発生 停電・避難

電気の復旧 出火

火災発生

**Point** 大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。\*

焼失棟数 **77,700 棟**

\*横浜市地震被害想定調査報告書(平成 24 年 10 月)より。元禄型 関東地震、冬場の 18 時に発生と想定。

**Point** 地震火災の 6 割以上は「電気」が原因\*です。



\*出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

\*一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

横浜市の  
制度を  
Check!

Check!

## 横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

### 全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

- 対象商品** 感震ブレーカー（3～4 ページの器具）
- 申請要件** 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 横浜市が器具代金をすべて負担します。

### 一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

- 対象商品** 感震ブレーカー（3～4 ページの器具）
- 申請要件** 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 3～4 ページにてご確認ください。  
\*横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

### 取付代行

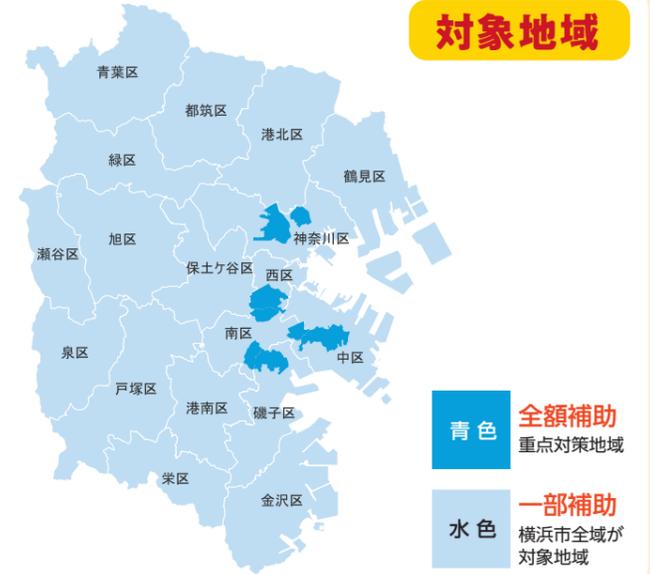
下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件** 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること
- ア. 65 歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

\*「中学を卒業した方」から「64 歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

**補助件数** 1,000 件（先着順）

## 対象地域



### 重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

## 重点対策地域一覧

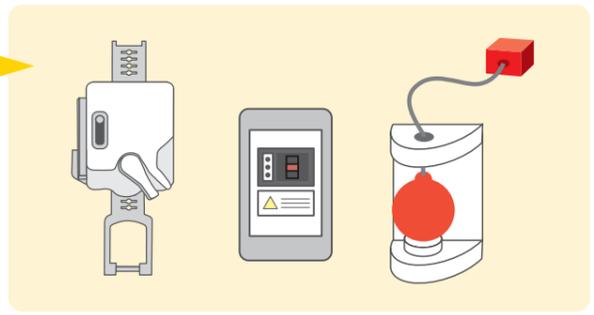
● 神奈川区	● 西区	千代崎町1丁目	大岡3丁目
旭ヶ丘	赤門町2丁目	千代崎町2丁目	庚台
浦島丘	伊勢町1丁目	千代崎町3丁目	唐沢
神大寺1丁目	伊勢町2丁目	千代崎町4丁目	山谷
神大寺4丁目	伊勢町3丁目	寺久保	清水ヶ丘
栗田谷	老松町	西竹之丸	中村町1丁目
斎藤分町	霞ヶ丘	西之谷町	中村町2丁目
白幡上町	久保町	初音町1丁目	中村町3丁目
白幡仲町	境之谷	初音町2丁目	西中町4丁目
白幡西町	中央1丁目	初音町3丁目	八幡町
白幡東町	中央2丁目	英町	伏見町
白幡南町	西戸部町1丁目	本郷町1丁目	平楽
白幡向町	西戸部町2丁目	本郷町2丁目	南太田1丁目
中丸	西戸部町3丁目	本郷町3丁目	三春台
西大口	西前町2丁目	本牧荒井	若宮町1丁目
西神奈川3丁目	西前町3丁目	本牧町1丁目	若宮町2丁目
二本榎	浜松町	本牧町2丁目	若宮町3丁目
白楽	東久保町	本牧満坂	若宮町4丁目
平川町	藤棚町1丁目	本牧緑ヶ丘	● 磯子区
広台太田町	藤棚町2丁目	養沢	磯子8丁目
松本町1丁目	元久保町	麦田町2丁目	岡村1丁目
松本町2丁目	● 中区	麦田町3丁目	岡村2丁目
松本町3丁目	赤門町1丁目	麦田町4丁目	岡村3丁目
松本町4丁目	上野町1丁目	矢口台	岡村4丁目
三ツ沢上町	上野町2丁目	山手町	岡村5丁目
三ツ沢下町	上野町3丁目	大和町1丁目	岡村6丁目
三ツ沢中町	大芝台	大和町2丁目	滝頭1丁目
六角橋2丁目	大平町	山元町1丁目	滝頭2丁目
六角橋3丁目	柏葉	山元町2丁目	滝頭3丁目
六角橋4丁目	北方町1丁目	山元町3丁目	中浜町
六角橋5丁目	北方町2丁目	山元町4丁目	久木町
六角橋6丁目	鷺山	● 南区	広地町
	竹之丸	大岡1丁目	丸山2丁目
	立野	大岡2丁目	

# Step 1 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認 してみましょう

分電盤の近くにこのような器具はついていますか？

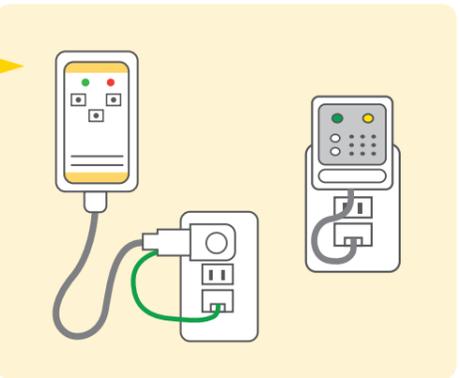


分電盤



※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震ブレーカーの機能が内蔵されているものもあります。

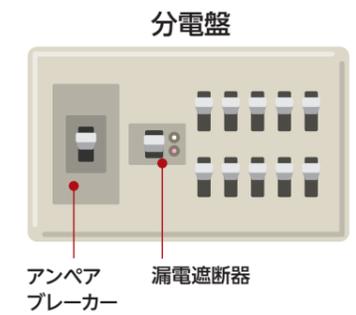
コンセントの近くにこのような器具はついていますか？



Check Point!

## 器具選びの注意点

ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、設置可能な感震ブレーカー（簡易タイプ）は異なります。



アンペアブレーカー 漏電遮断器

- 分電盤にブレーカースイッチが完全に見えなくなるふたがあるかどうか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？
- 漏電遮断器が付いているかどうか？
- コンセントにアース端子があるかどうか？

# Step 2 感震ブレーカーを選ぶ

感震ブレーカーを選ぶのにお困りの方は、ぜひお気軽にご相談ください！

コールセンター：0120-993-918  
メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

種類	バネ式		おもり玉式	コンセント差込式
製品名	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボール皿	Ki感震センサー(アース線タイプ、3端子タイプを選択)
写真	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 
正面からの寸法(mm)	縦 145× 横 66× 奥行 55	メーカーのホームページでご確認ください。	縦 58× 横 34× 奥行 28	縦 111× 横 30× 奥行 45
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL：03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL：03-3823-6220	ケー・アイ技術(株) TEL：0598-20-8858
重点対策地域	<b>無償</b>		<b>無償</b>	<b>無償</b>
重点対策地域以外	申請者負担額 <b>1,800円</b> (送料・税込)	申請者負担額 <b>2,700円</b> (送料・税込)	申請者負担額 <b>1,700円</b> (送料・税込)	申請者負担額 <b>3,900円</b> (送料・税込)
スイッチの遮断方法	バネの力でブレーカーを遮断		地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断	感震センサーにより、疑似漏洩が起きて漏電遮断器が遮断
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。または3端子コンセントに差し込む。
遮断までの時間	いずれも、揺れを感知した直後		揺れを感知した直後	揺れを感知してから3分後
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体を地面と垂直に設置</li> <li>・ 付属バンドで位置を調整</li> <li>・ ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない(ふたを開けたままであれば取付けできる)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体を地面と垂直に設置</li> <li>・ 付属バンドで位置を調整</li> <li>・ ふた付きの分電盤に対応(コード部分の隙間が必要である)</li> <li>・ 壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すと凹む場合は取付不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること</li> <li>・ 本体を地面と垂直に設置</li> <li>・ ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動</li> <li>・ 壁付けするためのスペースが必要</li> <li>・ 壁へのネジ止めが必要</li> <li>・ アース線との接続または3端子コンセントに差し込みが必要</li> <li>・ アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択</li> <li>・ 100Vのコンセントに差し込み</li> <li>・ 適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA以下</li> </ul>

制度詳細については、横浜市 HP もご利用ください 「横浜市感震ブレーカー HP」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



# Step 3 申し込み

## 申込方法

### 郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し船山株式会社へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：0258-25-2782 へ送信
- **E-mail**：yokohama-kanshin@funayama.co.jp

### 電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

## 申込後の流れ ● 混雑状況により申込から配送・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

### 申込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



### 配送の場合

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレーカーをお届けします。
- 代引きによる配送をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。(重点対策地域の方は無償です。)
- 届いた器具をご自身で取付けしてください。  
※**配送後に器具の返品や返金はできません。**



### 取付代行の場合

- 申請書の取付希望日に訪問します。
- 希望日時での対応が難しい場合、申請書に記載された連絡先に担当者がご連絡します。

### 取付訪問

- 取付時間は約30分を予定しています。取付当日は立ち合いをお願いします。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。お支払いは現金のみとなります。(重点対策地域の方は無償です。)



## 注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

## お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

船山株式会社 〒940-8577 新潟県長岡市稲保 4-720-6

コールセンター：0120-993-918 FAX：0258-25-2782 E-mail：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

第1号様式(要綱第4条関係)

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

## 利用申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は✓⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒	横浜市	区
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号	メールアドレス ※お持ちの方のみ

### 希望する助成制度 (必ず、申請する制度に✓を入れてください)

- 器具配送
- 器具 + 器具取付  
(要件：同居者全員が65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること)

### 希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください)

- ※重点対策地域の方は無償です。
- ヤモリ.....1,800円
- ヤモリ・デ・セット.....2,700円
- スイッチ断ボール.....1,700円
- Ki感震センサーアース線タイプ.....3,900円
- Ki感震センサー3端子線タイプ.....3,900円

取付希望日 (取付支援を選択の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 日	取付希望時間帯	<input type="checkbox"/> 午前 9時～12時	<input type="checkbox"/> 午後 12時～18時
----------------------	------------------------	---------	------------------------------------	-------------------------------------

### 3. 同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい

- ・当該制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。
- ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。
- ・感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。
- ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません(停電に備えたバッテリーを備えています)。
- ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。
- ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。

## 家具転倒防止対策助成事業のご案内【周知依頼】

### 1 事業の趣旨

自力で家具転倒防止器具を取り付けることが困難な高齢者や障害者等のみで構成される世帯に対し、家具転倒防止器具の取付代行を令和7年6月1日より受付を開始します。

例年の取付代行に加え、令和7年度から、家具転倒防止器具購入費の補助を導入します。地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代も全額補助、それ以外の地域に対しては1/2、上限2,000円補助します。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 補助制度の概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【申請要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【申込方法】郵送、FAX、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

### 4 お問い合わせ先・申込先

株式会社アイリスプラザユニディ狛江店

(横浜市家具転倒防止対策助成事業委託事業者)

TEL : 03-5438-5511

FAX : 03-5438-5515

総務局地域防災課

担当 海野、寒河江

電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677

メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp

# 家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

1 取付けを  
支援します!

2 今年度からは  
器具代を補助します!



## 横浜市 取付けサポート

横浜市にお住まいの**高齢者・障害者等のみ**で構成される**世帯**のみなさんは**補助**があります!  
器具代を**重点対策地域**は**全額補助!** **それ以外の地域**は**一部補助**します!

神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1

申請の要件を  
満たしているか確認  
※詳細は3ページ参照

Step 2

器具を取り付けたい  
家具を検討しよう

Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了!  
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



必ず折り線に沿って  
折り込みをして下さい。

↓ 折り線 ①

2018790



株式会社アイリスプラザ  
取付事業者  
横浜市家具転倒防止対策助成事業  
〒220-0203 横浜市磯子区泉本町4-6-3

東区磯子区泉本町4-6-3

↑ 折り線 ③

↓ 折り線 ④

↑ 折り線 ②

最後にセロテープでシジミをしっかりと止めてください。

申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日(必着)

※予算に達し次第、早期に終了となります。  
申請はお早めに

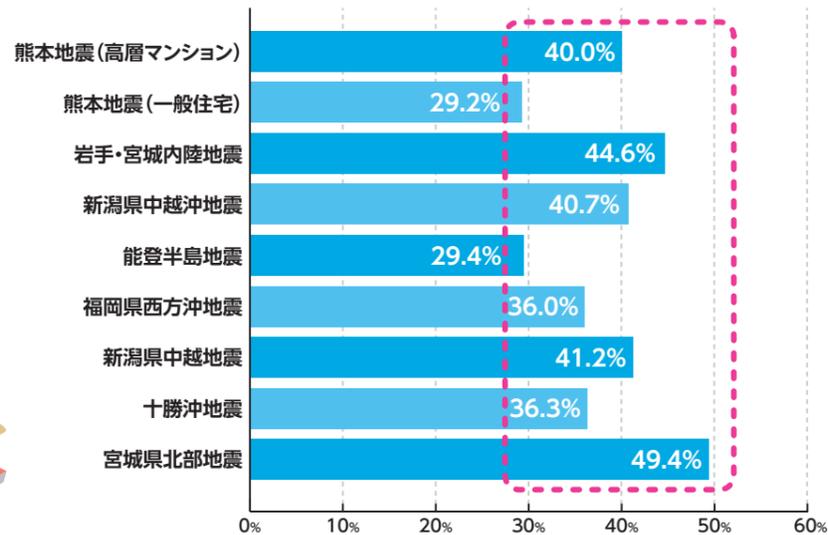
# なぜ家具転倒防止器具が必要？

## Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



家具類の転倒・落下・移動による被害

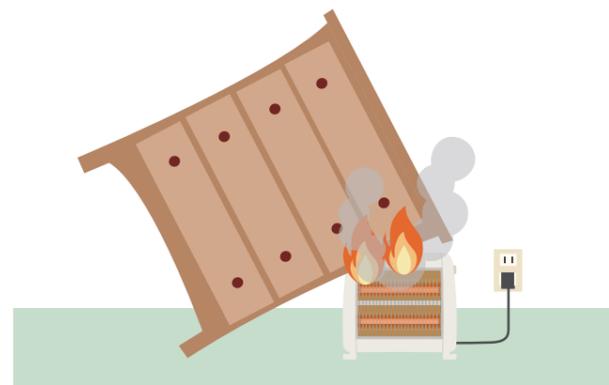


近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より

## Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



## Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



**Check!** 家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！

(出典：国立研究開発法人 防災科学技術研究所)



## 横浜市 の制度 家具転倒防止器具設置

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

### 家具転倒防止器具の取付け代行

高齢者・障害者等のみで構成される世帯の方へ、家具転倒防止器具の取付けを無償で代行します！

申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域** の世帯の方は家具転倒防止の器具代金を **全額補助** します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を全額補助します  
※予算に達し次第終了

1世帯  
家具  
2つまで

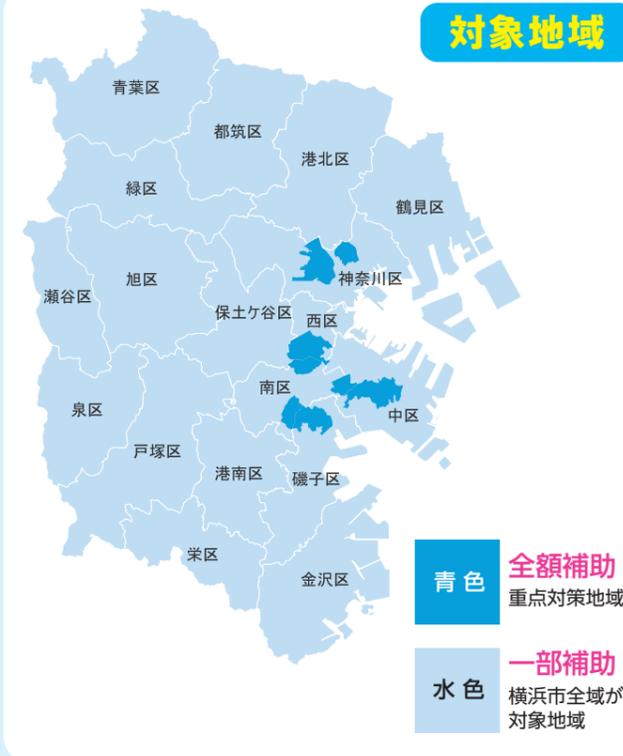
申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域以外** の世帯の方は器具代金を **一部補助** します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 横浜市にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を一部補助します  
※予算に達し次第終了  
4ページにてご確認ください

1世帯  
家具  
2つまで



### 重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

## 重点対策地域一覧

- **神奈川区**
  - 旭ヶ丘
  - 浦島丘
  - 神大寺1丁目
  - 神大寺4丁目
  - 栗田谷
  - 斎藤分町
  - 白幡上町
  - 白幡仲町
  - 白幡西町
  - 白幡東町
  - 白幡南町
  - 白幡向町
  - 中丸
  - 西大口
  - 西神奈川3丁目
  - 二本榎
  - 白楽
  - 平川町
  - 広台太田町
  - 松本町1丁目
  - 松本町2丁目
  - 松本町3丁目
- **西区**
  - 赤門町2丁目
  - 伊勢町1丁目
  - 伊勢町2丁目
  - 伊勢町3丁目
  - 老松町
  - 霞ヶ丘
  - 久保町
  - 境之谷
  - 中央1丁目
  - 中央2丁目
  - 西戸部町1丁目
  - 西戸部町2丁目
  - 西戸部町3丁目
- **中区**
  - 赤門町1丁目
  - 上野町1丁目
  - 上野町2丁目
  - 上野町3丁目
  - 大芝台
  - 大平町
  - 柏葉
  - 北方町1丁目
  - 北方町2丁目
  - 鷺山
  - 竹之丸
  - 立野
  - 千代崎町1丁目
  - 千代崎町2丁目
  - 千代崎町3丁目
- **南区**
  - 大岡1丁目
  - 大岡2丁目
  - 大岡3丁目
  - 大岡4丁目
  - 庚台
  - 唐沢
  - 山谷
  - 清水ヶ丘
  - 中村町1丁目
  - 中村町2丁目
  - 中村町3丁目
  - 西中町4丁目
  - 八幡町
  - 伏見町
  - 平楽
  - 南太田1丁目
  - 三春台
  - 若宮町1丁目
- **磯子区**
  - 磯子8丁目
  - 岡村1丁目
  - 岡村2丁目
  - 岡村3丁目
  - 岡村4丁目
  - 岡村5丁目
  - 岡村6丁目
  - 滝頭1丁目
  - 滝頭2丁目
  - 滝頭3丁目
  - 中浜町
  - 久木町
  - 広地町
  - 丸山2丁目
- **磯子区** (continued)
  - 若宮町2丁目
  - 若宮町3丁目
  - 若宮町4丁目
  - 磯子8丁目
  - 岡村1丁目
  - 岡村2丁目
  - 岡村3丁目
  - 岡村4丁目
  - 岡村5丁目
  - 岡村6丁目
  - 滝頭1丁目
  - 滝頭2丁目
  - 滝頭3丁目
  - 中浜町
  - 久木町
  - 広地町
  - 丸山2丁目
- **神奈川区** (continued)
  - 西前町2丁目
  - 西前町3丁目
  - 浜松町
  - 東久保町
  - 藤棚町1丁目
  - 藤棚町2丁目
  - 元久保町
- **神奈川区** (continued)
  - 千代崎町4丁目
  - 寺久保
  - 西竹之丸
  - 西之谷町
  - 初音町1丁目
  - 初音町2丁目
  - 初音町3丁目
  - 英町
  - 本郷町1丁目
  - 本郷町2丁目
  - 本郷町3丁目
  - 本牧荒井
  - 本牧町1丁目
  - 本牧町2丁目
  - 本牧満坂
  - 本牧緑ヶ丘
  - 箕沢
  - 麦田町2丁目
  - 麦田町3丁目
  - 麦田町4丁目
  - 矢口台
  - 山手町
  - 大和町1丁目
- **神奈川区** (continued)
  - 大和町2丁目
  - 山元町1丁目
  - 山元町2丁目
  - 山元町3丁目
  - 山元町4丁目

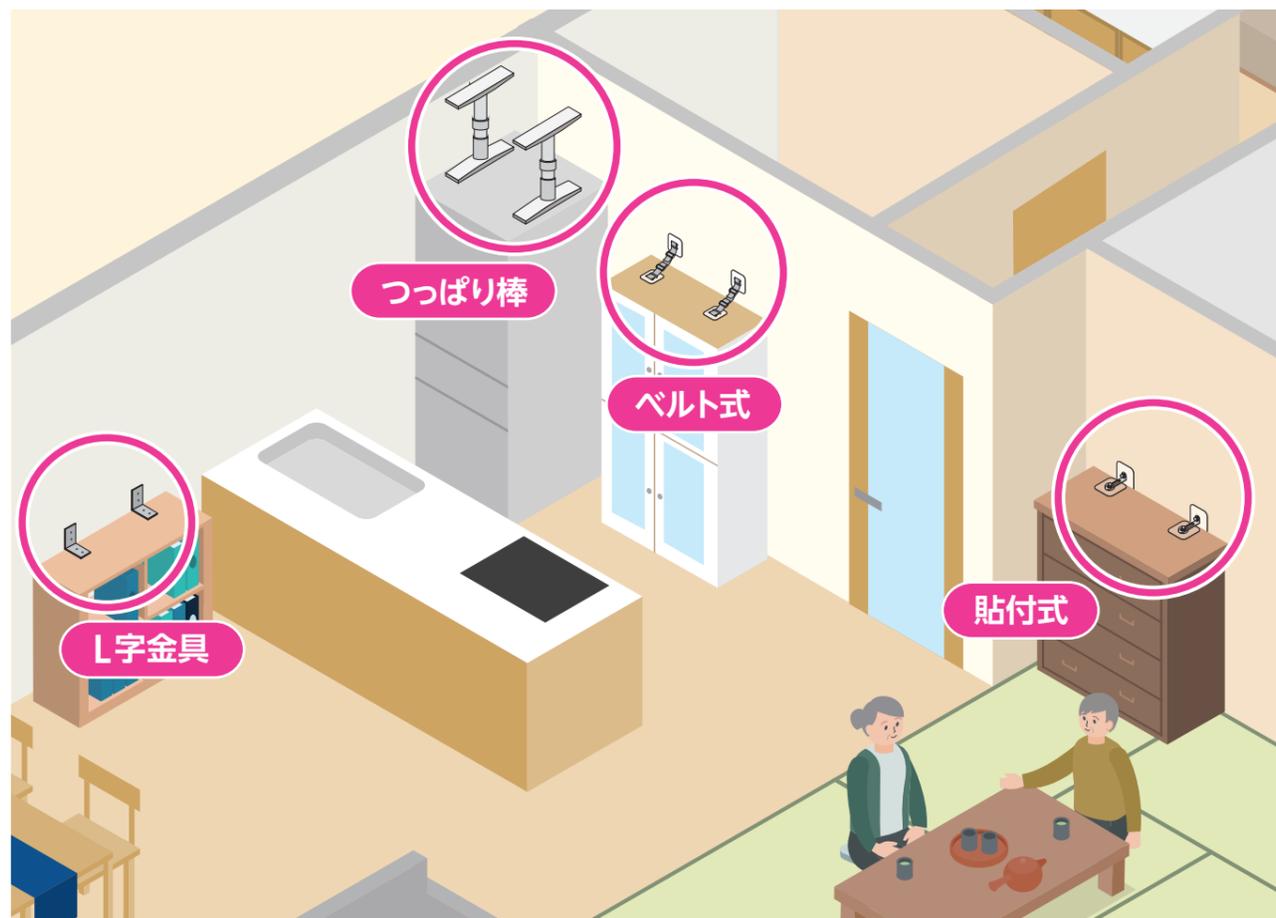
# Step 1 申請の要件を満たしているか確認しよう

同居者全員が、  
右記のア～カの  
いずれかであること

- ア** 65歳以上
- イ** 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ** 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
- エ** 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ** 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ** 中学生以下  
「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限り、制度対象となりません。

# Step 2 器具を取り付けたい家具を検討しよう

事前に器具と取り付けたい家具を想定ください。取付け代行できる家具は2つまでとなります。



「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jjshin/sonae/kaguten.html>



## 注意 点

取り付ける器具は取付員が当日みなさまの自宅の状況及び意向を確認してその場で決定します。※器具の色などの指定はできません。

製品名	写真	申請者負担額 <small>※横浜市が器具代金の一部を補助した後の金額となります。</small>	取付けの留意事項
つっぱり棒		重点対策地域の方 <b>無償</b>	家具と天井の隙間に取り付けるタイプです。ネジや釘が不要に付き、賃貸住宅でも取付可能です。
		重点対策地域以外の方 小: 850円(税込)/個(セット) 中: 935円(税込)/個(セット) 大: 1,045円(税込)/個(セット)	
L型金具		重点対策地域の方 <b>無償</b>	壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。軽めの「書棚」や「食器棚」にお勧めです。
		重点対策地域以外の方 770円(税込)/個(セット)	
ベルト式		重点対策地域の方 <b>無償</b>	壁側にネジで固定します。壁と本体をベルトで支えるタイプで、「タンス」や「冷蔵庫」にお勧めです。
		重点対策地域以外の方 880円(税込)/個(セット)	
貼付式		重点対策地域の方 <b>無償</b>	耐震ゲルマットを使用します。免震効果が得られ、壁に穴をあける必要がありません。
		重点対策地域以外の方 1,320円(税込)/個(セット)	

# Step 3 申し込み

## 申込方法

### 郵送・FAX 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店へ送付します。

- 郵送：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- FAX：03-5438-5515 へ送信

### 電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

## 取付けまでの流れ ● 混雑状況により申込から取付けまでにお時間がかかる場合があります。

### 申込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



- 利用決定後、取付訪問日を調整します。
- 申請書に記載された連絡先に、株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店の担当者が連絡いたします。

### 取付訪問

- 調整した日時に取付員が訪問します。
- 器具は訪問日に取付員が持参し、相談のうえ決定します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。(重点対策地域の方は無償です。)
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。



## 注意事項

- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
- ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

## 相談・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店 〒201-0003 東京都狛江市和泉本町4-6-3  
TEL：03-5438-5511 FAX：03-5438-5515 受付時間：平日 10時～17時

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



## 家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人（下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください） 同居者全員がいずれかに該当しています。 <input type="checkbox"/> 65 歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている <input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下
住所	重点対策地域にお住まいの方は☑ ⇒ ☐ 〒 _____ 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

### 【注意事項等】

- 取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

### 【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切り取り線

## よこはまテレビ・プッシュについて【掲示依頼】

## 1 事業の趣旨

横浜市では昨年度からテレビを使った情報伝達サービスに対して補助金を交付する事業を開始し、今年度も継続して補助を実施します。

つきましては、町内会掲示板にチラシをご掲出いただき、災害時の情報取得に不安を感じていらっしゃる方へ、補助制度が周知されるよう情報提供をお願いします。

## 2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位自治会町内会あて掲示物を送付します。  
掲示についてご協力をお願いします。

## 3 補助制度の概要

## (1) 事業目的

テレビを使った情報伝達サービスに対して、市が補助を行うことで、スマートフォンをお持ちでない方など災害情報の取得に不安を感じている方も確実に災害情報が入手できるように支援を行います。

## (2) 対象者

「横浜市民」 かつ 「災害情報の取得に不安を感じている方」

## (3) 補助額

初期費用 28,600 円 (税込)

(内訳) 専用機器代金 16,500 円 (税込)

設置設定費用 12,100 円 (税込)

## (4) その他費用

サービス利用料として、月額 550 円 (税込) がかかります。(※)

(※) ご利用には、インターネット環境が必要になります。

## 4 お申込み・資料請求・お問い合わせについて

イツ・コミュニケーションズ株式会社が申込等を受け付けています。

(電話) 03-6670-2114 (受付時間 9:30~18:00 土日祝 除く)

(メール) [info@itscom.jp](mailto:info@itscom.jp)



総務局緊急対策課

担当 中尾、山口

電話 045-671-2143 /FAX 045-641-1677

メール so-kinkyu-musen@city.yokohama.jp

# 災害情報を テレビに お知らせ

## 横浜市からお知らせ

災害情報の取得に  
不安を感じている方のために  
**よこはまテレビ・プッシュ**

テレビが自動でオン!



よこはまテレビ・プッシュを設置すると...

- ・ ご自宅のテレビで災害時の緊急情報を受け取れます。
- ・ 緊急情報(緊急地震速報など)が発表されると、テレビの電源を自動で起動してお知らせします。
- ・ その他、降雨アラームや電車運行情報などの日頃の生活に役立つ情報も配信します。

横浜市が**初期費用28,600円(税込)**を**全額補助!**  
月額**550円(税込)**で利用できます!

## よこはまテレビ・プッシュの補助金について

**事業目的** 緊急地震速報などの情報が即時かつ的確に届き、迅速な避難行動がとれるようにスマートフォンをお持ちでない方や災害情報の取得に不安を感じている方に支援を行います。

**対象者** 横浜市民、かつ災害情報の取得に不安を感じている方

**補助内容** 初期費用28,600円(税込)(専用端末代、設置設定費)を横浜市が全額補助  
※補助上限に達し次第終了

※ よこはまテレビ・プッシュはイツツ・コミュニケーションズ株式会社のサービスです。

※ 初期費用とは別に、**毎月550円(税込)**の利用料がかかります。

※ よこはまテレビ・プッシュのご利用には、インターネット環境が必要です。



お申込み・お問い合わせ:  
イツツ・コミュニケーションズ株式会社

事業に対するお問い合わせ:  
横浜市総務局緊急対策課

☎ 03-6670-2114 (9:30-18:00 土日祝 除く)

☎ 045-671-2143 (9:00-17:00 土日祝 除く)



港北共募発第7号  
令和7年5月20日

各地区連合町内会長 様

神奈川県共同募金会  
横浜市港北区支会  
支会長 関 治美  
[公 印 省 略]

## 令和7年度共同募金運動の資材数調査について（お願い）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会事業の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も10月から共同募金運動を展開する予定でございますが、募金封筒等の資材の希望数につきまして、自治会町内会ごとに回答を依頼いたします。

なお、調査票につきましては、各自治会町内会へ事務局より個別に送付させていただきます。以下内容についてご承知おきください。

### 1 回答方法

各自治会町内会へ送付する調査票にご記入の上、入力フォーム、郵送、窓口持参、FAXのいずれかで回答ください。

（FAX以外の方法による場合は控えとしてコピーなどを保管）

### 2 回答期限

（1）資材調査票 令和7年6月30日（月）

（2）資材送付内容の変更（変更が生じた場合のみ） **随時**

### 3 提出先

神奈川県共同募金会横浜市港北区支会事務局（港北区社会福祉協議会内）あて

### 4 回答後に修正・変更が生じた場合（会長交代、送付先変更、数量変更等）

調査票に変更箇所を加筆修正いただき、郵送、窓口持参、FAXにて随時事務局へ連絡ください。

### 【お問い合わせ】

事務担当：天倉・飯塚

電 話：045-547-2324

F A X：045-531-9561



## 共同募金運動（赤い羽根・年末） 使用資材一覧

太枠は今回調査対象の資材です。

資材・書類名	内容	数量目安
赤い羽根共同募金運動実施 に関してご注意いただきたい点（自治会町内会長向け）	自治会町内会長向けの資料です	1部
赤い羽根共同募金運動実施 に関してご注意いただきたい点（班長向け）	班長向けの資料です。	募金封筒使用の場合 ：下記委嘱状と同数 それ以外：封入なし
令和7年度共同募金・年末た すけあい募金目安額一覧表	自治会町内会ごとの募金目安額 の一覧表です。	1部
共同募金実施要領		1部
冊子「あかいはね」（協力者 向け資料）	広報冊子です。	1部
払込取扱票（ゆうちょ銀行）	専用払込取扱票です（窓口利用で 手数料無料）	1枚
①共同募金のお願い（班回覧 用チラシ）	回覧用チラシです。赤い羽根、年 末双方の説明が載っています。	【班数】
②委嘱状	募金ボランティアを表す委嘱状 です。	募金封筒使用の場合 ：【班数】 それ以外：1部
③募金封筒（赤い羽根用）		【調査報告数】
④ポスター	A4版	【掲示板数】
⑤赤い羽根	針式またはシール式	【調査報告数】
⑥寄付済証（50枚綴り）	簡易領収書です（税額控除には使 用できません）	【調査報告数】
【赤い羽根】税制上の優遇措 置希望者名簿	赤い羽根用税額控除の領収書発 行希望者名簿様式です。	1枚
表彰対象者名簿		1枚
⑦【年末】募金封筒（年末用）		【調査報告数】
⑧【年末】寄付済証（50枚 綴り）	簡易領収書です（税額控除には使 用できません）	【調査報告数】
【年末】税制上の優遇措置希 望者名簿	年末用税額控除の領収書発行希 望者名簿様式です。	1枚

## 【留意事項】

※年末たすけあい募金の払込取扱票は、取りまとめ方法によって同封する場合と地区社会福祉協議会へお渡ししている場合があります。

※この一覧は、令和7年5月時点での予定であり、変更等が生じる場合があります。

※【調査報告数】は調査票にご記入いただいた数です。

提出のありませんでした自治会町内会については、昨年度と同数をお送りしていません。

自治会・町内会長 各位

日本赤十字社神奈川県支部  
横浜市地区本部港北区地区委員会  
委員長（港北区長）竹下 幸紀

## 令和7年度 日本赤十字募金について（お願い）

日頃より赤十字運動の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。  
毎年5～6月を赤十字運動推進期間として、募金活動のご依頼をさせていただいております。  
つきましては、ご協力くださる地域の方々の健康・安全を第一とし、戸別訪問等による募集におきましては、地域の実情にあわせた柔軟なご対応をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 1. 募金推進期間

令和7年5～7月（募金資材は5月末に発送させていただきます）

※推進期間は設けておりますが、昨年度同様に地域の実情に合わせて、柔軟にご対応ください。

## 2. 募金方法

戸別訪問（回覧板等）、自治会町内会費からの募金

※目安額は災害救護事業などを計画的に行うために設けられ、募金は任意であり、あくまでも目安です。  
ので、寄付者に強制的な印象を与えないよう、ご配慮をお願い申し上げます。

## 3. 募金額

①令和7年度募集目安額(港北区全体)

20,970,000円

②会費募金の一世帯あたりの金額（目安額）

200円程度をご協力いただければ上記の募集目安額となります。

別紙「港北区赤十字社会費 目安額一覧」のとおり

## 4. 送金期限及び方法

①送金期限：7月28日（月）

※なお、送金期限を設けておりますが、地域の実情に合わせて活動してください。  
期限内のご送金が難しい場合は、事務局までご相談ください。

②送金方法：下記口座へお振込みください。

口座振込	横浜銀行	大倉山支店
	普通預金	口座番号 0259341
	口座名義	港北区日赤募金事務局

※同封の専用振込用紙をご利用いただきますと手数料がかりません。

※事務局での直接受付はご遠慮いただいております。

募金協力自治会・町内会に対しては事務費を交付しておりますが、1月以降の入金については今年度内に  
交付できないことがありますので、ご了承ください。

【事務局】住所：港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206 港北区社会福祉協議会内

電話：547-2324 FAX:531-9561 担当：天倉・入江

地区	整理番号	自治会、町内会	掲示板数	班数	加入世帯数	目安額
日吉	101	日吉本町東町会	22	1	3,500	665,000
日吉	102	日吉本町西町会	50	480	4,531	860,890
日吉	103	日吉町自治会	20	480	3,400	646,000
日吉	104	日吉台町内会	4	40	570	108,300
日吉	105	日吉町宮前自治会	20	400	3,900	741,000
日吉	106	常盤会自治会	5	14	205	38,950
日吉	107	下田町自治会	20	26	3,600	684,000
日吉	108	サンヴァリエ日吉自治会	20	20	280	53,200
日吉	109	コンフォール南日吉自治会	13	80	311	59,090
日吉	110	箕輪町町内会	30	250	3,800	722,000
日吉	111	日吉第7コーポ自治会	2	16	290	55,100
日吉	113	ブラウドシティ日吉・オウカス日吉居住者自治部会		10	765	145,350

綱島	201	綱島温泉町自治会	6	50	601	114,190
綱島	202	綱島中町自治会	10	50	830	157,700
綱島	203	綱島東町自治会	13	140	2,332	443,080
綱島	204	綱島東親和会	8	65	1,169	222,110
綱島	205	綱島中央町会	20	90	1,250	237,500
綱島	206	綱島上町自治会	34	275	2,920	554,800
綱島	207	綱島親友会	20	35	720	136,800
綱島	208	綱島西広町自治会	5	18	300	57,000
綱島	209	綱和会	2	16	162	30,780
綱島	210	北綱島自治会	3	10	150	28,500
綱島	211	綱島住宅自治会	7	8	131	24,890
綱島	212	綱島本町自治会	5	40	215	40,850
綱島	213	グリーンサラウンドシティ自治会	10	10	905	171,950
綱島	214	新吉会	5	15	200	38,000

大曽根	301	大曽根上本町会	5	36	490	93,100
大曽根	302	大曽根連合町内会 菰西会	3	13	200	38,000
大曽根	303	真菰会	3	14	170	32,300
大曽根	304	大曽根中町会	4	12	170	32,300
大曽根	305	中央懇話会	2	16	240	45,600
大曽根	306	大曽根親交会	6	22	255	48,450
大曽根	307	大曽根六地区町会	2	10	275	52,250
大曽根	308	巽会	1	2	42	7,980
大曽根	309	大曽根上町会	3	25	260	49,400
大曽根	310	親和会	2	8	130	24,700
大曽根	311	大曽根東会	2	12	180	34,200
大曽根	312	大曽根本町町会	2	7	100	19,000
大曽根	314	大曽根連合会 大友会	3	9	188	35,720
大曽根	315	大曽根新生会	2	5	74	14,060
大曽根	316	大曽根自治連合会 桃友会	2	4	70	13,300
大曽根	317	盟友会	1	4	125	23,750
大曽根	318	大曽根北部自治会	3	23	283	53,770
大曽根	319	大曽根南台町内会	2	7	151	28,690
大曽根	320	大曽根自治連合 あげぼの会	4	14	248	47,120
大曽根	321	ガーデンズ会	20	20	280	53,200
大曽根	322	ドレッセ大倉山自治会	1	1	124	23,560

樽	401	樽町町内会	51	123	2,752	522,880
樽	402	樽町第一親和会	14	40	707	134,330
樽	403	樽町第二親和会	3	15	248	47,120
樽	404	樽町第三親和会	3	20	260	49,400

地区	整理番号	自治会、町内会	掲示板数	班数	加入世帯数	目安額
樽	405	大倉山自治会	4	22	340	64,600
樽	406	琵琶畑自治会	4	10	173	32,870
樽	407	樽町サンハイツ自治会	3	4	128	24,320
樽	408	ガーデンコート自治会	7	7	123	23,370
樽	409	パークシティ綱島自治会	3	30	200	38,000

菊名	501	大倉山喜久和会	3	30	420	79,800
菊名	502	菊名北町町内会	25	200	3,020	573,800
菊名	503	錦が丘町内会	8	120	896	170,240
菊名	504	表谷町内会	14	170	2,410	457,900
菊名	505	泉ヶ丘町内会	2	6	140	26,600
菊名	506	大豆戸町内会	13	150	4,000	760,000
菊名	507	ふじ町内会	4	16	279	53,010
菊名	508	大倉山ハイム町内会	7	70	535	101,650
菊名	509	新横浜町内会	40	40	2,307	438,330
菊名	510	新横浜自治会	20	911	911	173,090

師岡	601	師岡打越町内会	15	88	1,085	206,150
師岡	602	師岡南町内会	15	70	1,015	192,850
師岡	603	師岡仲町内会	13	50	538	102,220
師岡	604	師岡表谷町内会	20	110	1,332	253,080

大倉山	701	市之坪町会	9	76	1,050	199,500
大倉山	702	太尾中町会	3	44	480	91,200
大倉山	703	太尾宮前町会	17	90	780	148,200
大倉山	704	大倉山神明町会	6	20	379	72,010
大倉山	705	太尾下町会	6	35	365	69,350
大倉山	706	太尾南町会	10	60	860	163,400
大倉山	707	太尾西町会	4	45	660	125,400
大倉山	708	大倉山明和会	3	33	588	111,720
大倉山	709	大倉山白樺会	4	40	430	81,700
大倉山	710	太尾親和町会	6	40	372	70,680
大倉山	711	大倉山コーポラス自治会	2	11	92	17,480
大倉山	712	大倉山第2コーポラス自治会	3	3	273	51,870
大倉山	713	秀和大倉山レジデンス自治会	2	3	161	30,590
大倉山	714	ライオンズマンション大倉山自治会	2	14	180	34,200
大倉山	716	大倉山ハイム自治会	2	0	186	35,340
大倉山	717	コスモサンディックレジデンス大倉山自治会	1	1	74	14,060

篠原	801	菊名南町自治会	9	145	1,600	304,000
篠原	802	富士塚自治会	12	180	1,750	332,500
篠原	803	篠原町自治会	15	230	2,690	511,100
篠原	804	篠原西町自治会	7	120	1,149	218,310
篠原	805	仲手原自治会	33	230	2,600	494,000
篠原	806	仲手原南自治会	7	38	510	96,900
篠原	807	篠原台町自治会	8	90	1,141	216,790
篠原	808	篠原コーポラス自治会	6	45	418	79,420
篠原	809	篠原東自治会	14	245	1,987	377,530
篠原	810	篠原町グリーンコーポ自治会	5	10	135	25,650

城郷	901	小机大堀町内会	8	200	1,780	338,200
城郷	902	小机堀崎町内会	4	27	270	51,300
城郷	903	小机土井町内会	10	32	968	183,920
城郷	904	小机宿根町内会	8	23	189	35,910
城郷	905	小机矢之根町内会	3	9	150	28,500

地区	整理番号	自治会、町内会	掲示板数	班数	加入世帯数	目安額
城郷	906	小机愛宕町内会	4	23	370	70,300
城郷	907	小机東町内会	5	23	450	85,500
城郷	908	鳥山町自治会	17	210	1,881	357,390
城郷	909	岸根町町内会	8	100	1,150	218,500

新羽	1001	新羽町町内会	6	53	647	122,930
新羽	1002	新羽町・中之久保町内会	5	35	275	52,250
新羽	1003	新羽町南町内会	4	45	598	113,620
新羽	1004	新羽町中央町内会	6	60	600	114,000
新羽	1005	新羽町大竹町内会	2	12	220	41,800
新羽	1006	北新羽町内会	6	48	550	104,500
新羽	1007	新羽町自治会	7	44	410	77,900
新羽	1008	クリオ新横浜北自治会	4	21	319	60,610

新吉田	1101	新吉田本町町内会	5	120	1,360	258,400
新吉田	1102	新吉田第二町内会	1	65	780	148,200
新吉田	1103	新吉田町会	5	160	1,550	294,500
新吉田	1104	新吉田北部町内会	6	26	504	95,760
新吉田	1105	吉住会	2	16	250	47,500
新吉田	1106	新吉田南町会	3	18	275	52,250
新吉田	1107	新吉田東町会	3	50	580	110,200
新吉田	1108	新吉田町西部町内会	6	29	360	68,400
新吉田	1109	新吉田第四自治会	3	35	384	72,960
新吉田	1110	新吉田中央町内会	8	60	600	114,000
新吉田	1111	新吉田 新生町内会	3	35	550	104,500
新吉田	1112	新吉田町 綱島ハイム町内会	4	10	118	22,420

あすなろ	1201	新吉田第一町内会	2	55	550	104,500
あすなろ	1202	新和会	4	30	528	100,320
あすなろ	1203	新吉田自治会	4	35	330	62,700
あすなろ	1204	新吉田いつな町内会	2	25	300	57,000
あすなろ	1205	グリーンコーポ綱島自治会	3	10	97	18,430
あすなろ	1206	ライネスハイム綱島町内会	3	14	138	26,220
あすなろ	1207	綱島パーク・ホームズ自治会	2	10	108	20,520
あすなろ	1208	イトーピア綱島自治会	2	8	168	31,920
あすなろ	1209	フォルム綱島クレストワーズ自治会	2	10	186	35,340

高田	1301	高田町内会	35	380	3,440	653,600
高田	1302	高田町住宅自治会	1	10	180	34,200
高田	1303	高田町住宅親交会	5	26	400	76,000
高田	1304	高田東町会	4	30	415	78,850
高田	1305	高田町親和会	4	31	450	85,500
高田	1306	高田中央町内会	8	43	510	96,900
高田	1307	自治会しらさか	1	4	55	10,450
高田	1308	高田西原自治会	1	24	220	41,800

	1401	日吉第三コーポ自治会	1	1	185	35,150
	1402	日吉第5コーポ本館自治会	2	6	42	7,980
	1403	日吉第5コーポ別館自治会	4	4	84	15,960
	1404	キャッスル日吉自治会	2	68	68	12,920
	1405	大曽根みのり会	2	1	10	1,900
	1406	アデニウム新横浜自治会	4	10	179	34,010
	313	大曽根睦会	1	3	21	3,990
	715	コスモ大倉山自治会	2	14	103	19,570
		南日吉住宅管理運営委員会		0	0	0



# 令和7年度 港北区 運営方針

## I 基本目標

活気にあふれ、人が、地域がつながる「ふるさと港北」  
～区民の皆様の安全・安心を守り、共にあゆむ区政～

## II 目標達成に向けた施策

～「GREEN×EXPO 2027」を転換点とした  
人と環境にやさしいグリーン社会の実現～

1 安全に、安心して  
暮らせるまちづくり

2 地域で支えあう  
福祉・保健のまちづくり

3 活気にあふれる  
まちづくり

～協働で進めるまちづくり～

## III 目標達成に向けた組織運営

行動指針 ～区民の皆様のために～

区民の皆様に寄り添う

協働と共創

チーム力で応える

ベースとなる職員・職場の力

職員の力

職場の力

聴く力

考える力

おもてなしの  
職場

支え合う  
職場

行動する力

伝える力

創造・転換  
する職場

スマート  
な職場

# I 基本目標



©港北区ミズキー

## 活気にあふれ、人が、地域がつながる「ふるさと港北」

～区民の皆様の安全・安心を守り、共にあゆむ区政～

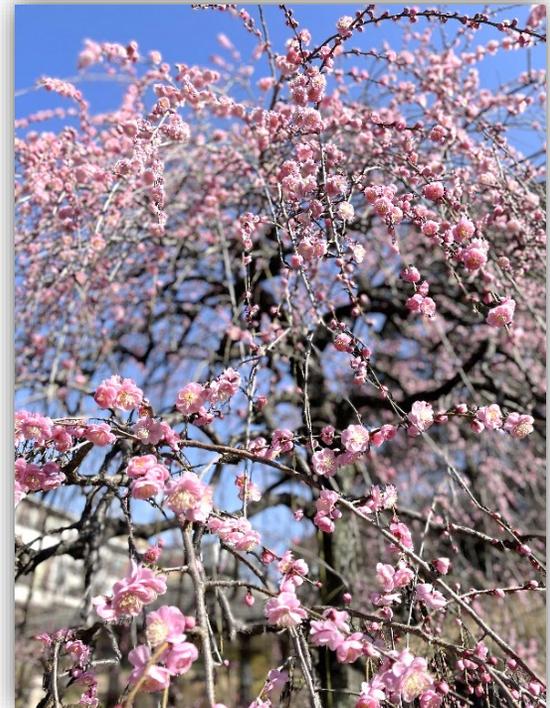


区の木：ハナミズキ

人も企業もつながり まちが賑わい、暮らしやすさとともに  
自然・文化・歴史に包まれ、誰もが安心して希望にみちた日々を過ごす…  
そんな「**住みたい・住み続けたい豊かさ**があふれるまち」を目指し、取組を進めます。

市内18区中**最多の人口と出生数**をほこる港北区。

お住いの方や、区内で活動する人々・団体・企業、こうしたすべての区民の皆様の暮らし・活動を支えるための**まちづくり**には、**終着点がありません**。港北区役所は、絶えず変化する社会情勢に即応し、区民の皆様に寄り添いながら、**職員一丸となって目指すまちの姿**に向かい歩み続けます。



区の花：ウメ

# Ⅱ 目標達成に向けた施策

## ～「GREEN×EXPO 2027」を転換点とした人と環境にやさしいグリーン社会の実現～

「GREEN×EXPO 2027」が人と環境にやさしいグリーン社会の実現を目指す転換点となるよう、区民の皆様には開催を楽しみにしていただけるような取組を区役所一丸となって進めます。

### 1 安全に、安心して暮らせるまちづくり

「自助・共助」の具体的行動を促進するほか、地域防災拠点の円滑な運営支援等を行い、災害への備えを一層強化します。また、関係機関等との連携を一層強化し、防犯対策や交通安全対策に取り組みます。そのほか、公共インフラの維持管理、公衆衛生の維持など、あらゆる取組を通じて、区民の皆様の安全・安心を支えます。

中期計画の基本戦略【5】

### 2 地域で支えあう福祉・保健のまちづくり

「子育てしたいまち」の実感につながる子育て支援や、フレイル予防・認知症施策等の高齢者施策に取り組みます。そのほか、あらゆる世代の健康づくりや障害理解の啓発、生活にお困りの方への支援などを通じて、誰もが暮らしやすく、共に支え合い、つながりのある福祉・保健のまちづくりを進めます。

中期計画の基本戦略【1】【2】

### 3 活気にあふれるまちづくり

地域の絆をつなぐ自治会町内会と連携し、つながりのある地域づくりに取り組みます。さらに、商店街の活性化、地域イベントの開催、区民の皆様の活動を応援する取組等により、地域のつながりや魅力を実感でき、活気あふれるまちの未来に向けて取り組みます。

中期計画の基本戦略【2】【3】【4】【5】

### ～協働で進めるまちづくり～

区民の皆様との共感と信頼の関係を土台に、地区担当制によるフットワークを活かしながら地域の皆様の声を聴き想いを汲み取り、対話を重ねて自治会町内会、商店街、NPO、企業等とのつながりをさらに深め、協働による地域づくりを進めます。

# Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

## 行動指針 ～区民の皆様のために～

### 区民の皆様に寄り添う

区民の皆様の安全・安心を第一に、多様性を理解して皆様の声を良く聴き、使命感をもって市政の最前線を担います。

### 協働と共創

地域における協働・共創の総合支援拠点として、自治会町内会、商店街、NPO、企業等と共に社会課題の解決策や新たな価値を創出します。

### チーム力で応える

区民の皆様の声を「何ができるか」「どうできるか」という視点で広く受けとめ、職場・職位・職種の垣根を超えた職員の知恵を結集して柔軟に対応します。

## ベースとなる職員・職場の力

### 職員の力

#### 聴く力

区民の皆様の声を真摯に受けとめ、ニーズを的確に把握します。

#### 考える力

前例や既成概念に捉われず、目的にかなう解決策を考えます。

職員一人ひとりが「4つの仕事力」を磨き、「市民目線」「スピード感」「全体最適」を重視し、「自分事」として取り組みます。

#### 行動する力

スピード感をもって、積極的に挑戦し、行動を起こします。

#### 伝える力

区民の皆様に「伝わる」ように、確かな説明力を磨きます。

### 職場の力

誰もがいきいきと働ける風通しのよい職場をつくりまします。

#### おもてなしの職場

お客様目線に立った業務改善や応対のスキルアップを通じ、区民サービスの向上に職場をあげて取り組みます。

#### 支え合う職場

多様な働き方を尊重し、困難な業務も互いに支え合うことで、職員一人ひとりの能力を存分に発揮します。

#### 創造・転換する職場

お互いの知恵やアイデアを積極的に持ち寄って新しい発想や手法にチャレンジし、「創造・転換」に取り組みます。

#### スマートな職場

地球環境に配慮しながら、利用者目線に立ったDXやデータ活用により、適切かつ効率的な事務執行を推進します。

# 【参考】 主な事業・取組



令和7年度の  
予算は[こちら](#)

## ～「GREEN×EXPO 2027」を転換点とした人と環境にやさしいグリーン社会の実現～

開催500日前などの節目や「港北オープンガーデン」「大倉山観梅会」等のイベントのほかあらゆる機会を捉えた機運醸成、「子ども向け脱炭素イベント」「鶴見川を活かした環境・防災学習」「プラ5.3計画の推進」等のグリーン社会の実現に向けた区民の行動変容につながる取組の推進

### 1 安全に、安心して暮らせる まちづくり

#### ①災害に強いまちづくり

子ども向け防災啓発資料の作成・配布や親子防災デイキャンプの実施による自助・共助の啓発、トイレスターキットの配備や備蓄庫の狭あい化対策等地域防災拠点の運営支援、まるごとまちごとハザードマップ（想定浸水深看板）の設置

#### ②防犯・交通安全対策の推進

地域主体の防犯活動を支援する「港北AAA（安全で安心な明日を）地域防犯力 向上作戦」や、交通安全の啓発を行う「交通安全無事故でカエル事業」、地域と連携した放置自転車対策、子育て関連施設周辺の交通安全対策などの実施

#### ③誰もが暮らしやすい生活環境づくり

道路・下水道・公園等の適切な維持管理、感染症への迅速かつ適切な対応、食の安全や施設の衛生確保、動物の適正飼育啓発を行う「快適な暮らしの衛生応援事業」の実施

### 2 地域で支えあう福祉・保健の まちづくり

#### ①子育て支援の充実

「親と子のつどいの広場」の利用促進や妊娠期プログラム情報を一元化したリーフレットの作成等を通じた妊娠期からの支援充実、土曜両親教室・みんなの両親教室の実施、女性・児童の権利擁護のための法律相談や個別訪問による学齢期の登校支援・生活支援等困難な状況にある児童・家庭等への支援、保育の質の確保・向上、放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブの運営支援、多様なニーズに応じた育児支援事業の充実など切れ目のない子育て支援の実施

#### ②高齢者への支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための取組や見守り・支え合いの推進、在宅医療・介護等の関連機関・支援者との連携体制強化、フレイル予防と予防体操（港北MMダンス）の普及啓発及び人材の育成、フレイル・認知症等の高齢者の社会参加の促進、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）・基幹相談支援センター・生活支援センターでの相談機能の充実

#### ③健康づくり、障害児・者への支援、生活にお困りの方への支援

20代から始める健康的な生活習慣づくりのための啓発や区内事業者に対する健康経営支援、港北区地域自立支援協議会の開催を通じた関係機関との連携強化、障害理解の啓発、支援者向けの研修等の実施、就労支援や家計相談など生活の再建に向けた支援、地域による早期発見・見守りのためのネットワーク構築

#### ④「ひとつプラン港北」（地域福祉保健計画）第5期の策定

第4期の総仕上げ、関係団体との対話を重ね第5期計画を策定

### 3 活気にあふれる まちづくり

#### ①自治会町内会等への支援

活動内容を案内するチラシや加入促進グッズの配布、ICT化の推進等の自治会町内会の活動支援、地域活動・区民活動の支援

#### ②港北区商店街活性化

商店街と連携した魅力発信、デジタルを活用したイベント等の開催

#### ③地域イベントの開催

横浜アリーナでの「ふるさと港北ふれあいまつり」、プロスポーツチームや大学と連携した地域スポーツの振興、小机城址等の地域資源を活用した魅力プロモーションの推進、ものづくりの魅力を発信する「オープンファクトリー（工場見学）」

#### ④その他の取組

日吉図書取次所「日吉の本だな」を活用した地域交流・読書活動の推進や第三次港北区読書活動推進目標の策定、芸術文化の振興、区の成り立ち・特性などを学ぶ「港北地域学」講座

## ～協働で進めるまちづくり～

### ●地区担当制などによる協働の推進

区民の皆様の声をよく聴き地域課題を丁寧に把握するとともに、地域とのつながりを構築・強化し、区役所一丸となって協働のまちづくりを推進

### ●協働の土台となる行政サービスの推進

リスクマネジメントによる適正な業務執行と行政サービスの充実、効果的な事業実施のための持続的な財政運営、男女共同参画の視点をもった事業推進

・信頼される行政サービスの提供 ～ 戸籍・住民登録の手续や諸証明の発行、マイナンバーカードの円滑交付、税の賦課・徴収、公金の出納、国民健康保険・国民年金及び医療費助成等の手続・相談などの行政サービスの正確・丁寧な提供、未収債権の収納率向上による安定的な財源確保、各種統計調査の正確な実施・公表

・住民サービスの向上 ～ お悔やみ窓口の設置やWeb発券システムの活用等による窓口サービスの向上、区役所・公共施設的环境改善、広報よこはま区版やホームページ・Xでの情報発信

令和7年5月20日

連合町内会長 各位

港北消防団長  
嶋村 公

## 令和7年度港北消防団夏季訓練会の開催について（ご案内）

万緑の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から消防団活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、港北消防団の日頃の訓練成果を披露するため、「港北消防団夏季訓練会」を次のとおり開催いたします。

つきましては、ご来賓の皆様から激励をいただきたく、誠に恐縮とは存じますが、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

## 1 日時

令和7年7月6日（日） 午前10時00分から正午まで  
（小雨決行 荒天時中止）

## 2 場所（裏面案内図参照）

横浜市交通局新羽車両基地 港北区北新横浜1-12-1  
市営地下鉄ブルーライン 北新横浜駅から徒歩約5分

## 3 参加消防団員等

- (1) 消防団員 約400人
- (2) 消防団小型ポンプ積載車 39台

## 4 訓練実施項目

- (1) 消火基本訓練
- (2) 小型ポンプ操法展示
- (3) 訓練礼式
- (4) 資機材取扱訓練
- (5) スタンドパイプ初期消火訓練
- (6) 応用送水訓練
- (7) 一斉放水訓練

## 5 その他

- (1) お車でご越しの際は**別添の駐車証**を必ず御持参のうえ、係員の案内に従っていただくようお願いいたします。駐車台数に限りがありますので極力乗り合わせをお願いいたします。

- (2) 荒天による中止は、当日 6 時 00 分に決定します。その際は、担当者から連絡いたします。
- (3) 各自治会長・町内会長へも別途ご案内いたします。

港北消防署消防団係  
 担当：藤田、杉阪、寺西  
 TEL：546-0119

## 横浜市交通局新羽車両基地 案内図



## 新羽車両基地周辺図（港北区北新横浜1-12-1）



## 一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

## 1 趣旨

令和7年12月1日を委嘱日として、民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期満了に伴う一斉改選を行います。

令和7年2月の市連会定例会にてご報告させていただきました民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策についても、順次、取組みを進めてまいりますので、各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

## 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会（今回から再任委員のみの場合は省略可）を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会（今回から再任委員のみの場合は省略可）を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

## 3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

<手続きの流れ>

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
開催時期	6月から8月にかけて、各地区で開催をお願いします。 ※具体的な推薦手続については、5～6月に各区福祉保健課から自治会町内会長、地区連合町内会長あてご案内いたします。	
書類の提出	候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区福祉保健課にご提出ください。	
委嘱日	令和7（2025）年12月1日	

## 4 推薦準備会開催にあたってご留意をお願いしたい事項

(1) 地区で推薦準備会※を開催し、協議のうえ候補者を推薦してください。

### 【負担軽減・活動支援策】

※令和7年12月の一斉改選より、以下の条件を満たしたとき、(連合)地区推薦準備会の設置を省略することが可能(設置も可能)となります。なお、民生委員で候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意ください。

【条件】下記3つの条件を満たしたときのみ、地区推薦準備会の設置を省略することが可能

- ① 全候補者が現任の民生委員(主任児童委員)で健康で本人に意欲があり活動に支障がない
- ② 自治会町内会等(地区連合自治会町内会等)の代表が現任の民生委員(主任児童委員)を候補者として推薦することに同意している
- ③ 地区民児協の代表が現任の民生委員(主任児童委員)を候補者として推薦することに同意している

(2) 候補者の選考にあたっては、資格要件(適任者、年齢要件、居住要件(資料4参照))をご確認ください。

### 【年齢要件の特例について】

※民生委員については、令和7年12月の一斉改選より、候補者の選出が困難な場合に限り、1期(3年間)のみを再任期間として、75歳以上の方とすることができます。(条件あり)

【条件】下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。

- ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない
- ②自治会町内会の代表(会長)の同意がある
- ③地区民児協の代表(会長)の同意がある

※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める

(3) 新たな候補者には、民生委員・児童委員及び主任児童委員業務について、十分な御説明をお願いします。

(4) 推薦準備会推薦人の選出について、自治会町内会(地区連合町内会)の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表※の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしておりますので、御留意ください。また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等について、他の推薦人に御説明いただくことや、推薦準備会における疑義等へ御対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席を必須としています。

## 5 チラシのご活用について(資料6)【負担軽減・活動支援策】

民生委員・児童委員をご紹介するチラシ「やってみませんか?民生委員・児童委員」を令和7年1月に作成しました。候補者をお探しいただく際などにご活用ください。

## 6 バトンタッチサポーター(仮称)について(資料7)【負担軽減・活動支援策】

令和7年の一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、希望する地区にバトンタッチサポーター(仮称)制度を導入します。

## 7 添付資料

- (1) 令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程(資料1)
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦(委嘱)の受付函(資料2)
- (3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動(資料3)
- (4) 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続(資料4)
- (5) 令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数 一覧(資料5)
- (6) 「やってみませんか?民生委員・児童委員」チラシ(資料6)
- (7) バトンタッチサポーター(仮称)制度について(資料7)

担当：港北区福祉保健課運営企画係 枇榔(びろう)、清水、谷川

TEL：540-2339、FAX：540-2368

Email：ko-minkyo@city.yokohama.lg.jp

資料1

令和7（2025）年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和7（2025）年12月1日付け委嘱者
		①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選
		任期・・・令和7（2025）年12月 1日から 令和10（2028）年11月30日まで
2月	上旬 中旬 下旬	
3月	上旬 中旬 下旬	
4月	上旬 中旬 下旬	
5月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼
6月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼
7月	上旬 中旬 下旬	連合・地区推薦準備会開催
8月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申
9月	上旬 中旬 下旬	
10月	上旬 中旬 下旬	市推薦会、市審査会開催
11月	上旬 中旬 下旬	厚生労働大臣あて推薦
12月	上旬 中旬 下旬	令和7(2025)年12月1日付け委嘱



## 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

### 【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

### 【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

### 【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

### 【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

### 【活動費の支給・会費負担】

- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

### 【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

### 【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

## 【参考】活動費の支給と会費のご負担について

### 【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年 2 回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

### 【会費の負担】

年間 8,200 円（令和 7 年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

### 【会費の内訳・使途】

#### ① 令和 7 年度横浜市民生委員児童委員協議会理事会等で議決された額

項目	金額（円）	
市民児協会費	2,180	主に、区・地区民児協事業費に充当
市民協互助事業会費	1,600	民生委員の公務疾病見舞金や死亡弔慰金、退任慰労金等（互助事業給付金）に充当
市民児協周年事業積立金	100	周年事業費としての積立金に充当
全民児連会費	700	全国民生委員児童委員連合会の分担金（全民児連事業費）に充当
全国互助共励会費	1,900	全民児連の互助事業（民生委員の死亡、傷病、災害にかかる弔慰金または見舞金の支給）と共励事業（委員活動に必要な資料の作成配布等）に充当
関ブロ民連会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会の会費（関ブロ民連事業費）に充当
横浜市社会福祉協議会会費	1,000	市社会福祉協議会会費（主に市社協の法人運営、「福祉よこはま」作成等事業費）に充当
市民児協会費 計	7,500	

#### ② 港北区社会福祉協議会会員規定で定められた額

区社協会費	700	区社協会員規定で定められた金額
-------	-----	-----------------

## 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件 ①適任者	<p>18 歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方</li> <li>その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方</li> <li>個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方</li> </ul>	
②年齢要件 (基準日) 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日	<p>◆新任 <b>68 歳</b>までの方 (昭和 31 年 4 月 2 日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、74 歳 (昭和 25 年 4 月 2 日以降出生) までの方とすることが可能です。</p> <p>◆現任・元職 <b>74 歳</b>までの方 (昭和 25 年 4 月 2 日以降出生) ※現任について、選出が困難な場合に限り、1 期 (3 年間) のみを再任期間として、75 歳以上の方とすることができま す。(条件あり) <u>【条件】</u> 下記 3 つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表 (会長) の同意がある ③地区民児協の代表 (会長) の同意がある <u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u></p>	<p>◆新任 <b>54 歳</b>までの方 (昭和 45 年 4 月 2 日以降出生) <u>※選出が困難な場合に限り、58 歳 (昭和 41 年 4 月 2 日以降出生) までの方とすることが可能です。</u></p> <p>◆現任・元職 <b>60 歳</b>までの方 (昭和 39 年 4 月 2 日以降出生) <u>※現任について、選出が困難な場合に限り、64 歳 (昭和 35 年 4 月 2 日以降出生) までの方とすることが可能です。</u></p>
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	3 年 令和 10 年 (2028) 年 1 月 30 日まで	

<p>3. 推薦主体</p> <p>①設置の単位</p> <p>②構成</p> <p>③構成員 (推薦人)</p>	<p>地区推薦準備会</p> <p>主に自治会町内会を単位とします。</p> <p>推薦人5～10人</p> <p>自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方  <u>※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</u></p>	<p>連合地区推薦準備会</p> <p>主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)</p> <p>推薦人5～10人</p> <p>地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方  <u>※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。</u></p>
<p>民生委員・児童委員、主任児童委員共通</p>		
<p>4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>令和7年12月の一斉改選より、全ての候補者が現任の民生委員（主任児童委員）で、自治会町内会等の代表（地区連合自治会町内会等）及び地区民児協の代表が、現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意する場合は、地区推薦準備会の設置を省略できることとしています。          なお、民生委員については、候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意ください。</p> </div> <p><b>開催までの準備</b></p> <p>地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。          取扱いには十分注意してください。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>推薦人の人選</b>          推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。          「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。</li> <li>・ <b>開催の案内</b>          推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。</li> </ul>	

## 開 催

### ①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

### ②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

### ③審議

主に次の点について審議します。

- ・ 適任者の要件を満たしているか。
- ・ 留意事項を確認しているか。
- ・ 年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・ 個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

### ④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

「会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。」

## 候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

# 令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
	<b>4,214</b>	886	3,027	3,913	<b>530</b>	22	469	491	<b>4,744</b>	908	3,496	<b>4,404</b>
鶴見区	305	83	218	301	34	7	27	34	339	90	245	335
神奈川区	282	48	209	257	36	1	33	34	318	49	242	291
西区	124	26	86	112	12	2	10	12	136	28	96	124
中区	169	32	125	157	26	2	20	22	195	34	145	179
南区	247	64	163	227	33	0	32	32	280	64	195	259
港南区	261	42	201	243	30	1	27	28	291	43	228	271
保土ヶ谷区	253	43	187	230	46	1	43	44	299	44	230	274
旭区	293	47	212	259	40	2	30	32	333	49	242	291
磯子区	217	42	153	195	20	1	14	15	237	43	167	210
金沢区	249	36	180	216	32	0	29	29	281	36	209	245
港北区	375	85	269	354	46	1	45	46	421	86	314	400
緑区	204	38	160	198	23	0	21	21	227	38	181	219
青葉区	298	45	238	283	32	0	30	30	330	45	268	313
都筑区	168	48	107	155	20	3	15	18	188	51	122	173
戸塚区	305	73	220	293	38	0	35	35	343	73	255	328
栄区	149	39	101	140	14	0	14	14	163	39	115	154
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	147	40	96	136	24	0	23	23	171	40	119	159

\* 定数は令和6年12月1日現在

# \やってみませんか？/ 民生委員・児童委員

**あなただからできる**

**あなただからできる**

地域の行事に出ている

仲間と一緒に活動することに楽しさを感じる

よく人から相談を受ける

人の話を聞くのが好き

ボランティアに興味がある

会社を退いたので地域と関わりたい

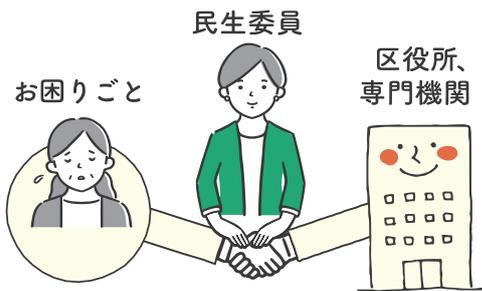
人の役に立ってみたい

自治会役員やPTAの経験がある

横浜市では、約4,400人の民生委員\*が地域を支えています  
\*主任児童委員も含む

## 民生委員ってどんなことをするの？

相談者の声を聞き  
福祉サービスにつなぎます



仲間と一緒に  
地域のゆるやかなつながりを  
育みます



経験者が  
感じた

## 民生委員のやりがい・活動で得たもの

活動そのものが  
楽しめた



福祉の仕組みに  
詳しくなれた



人や地域に  
貢献できたという  
充実感を得られた



仲の良い友達  
ができた





具体的には  
こんな感じです

見守り

相談・  
情報提供

交流の場  
づくり

つなぎ役

## ある1か月の活動例

○×さんの最近の様子を地域ケアプラザに連絡 (20分)

前月の活動報告を記入し、地区会長へ提出 (1時間)

○○のふれあいサロンは、私用があるので地区の仲間にお任せして欠席

地区の定例会に参加。あわせて子育てサロン代表から最近の子育て事情を聞く (2時間)

来月の福祉まつりの準備会に参加。地区の仲間と一緒に当日の展示物をつくる (1時間)

見守りのため、町内のひとり暮らし高齢者を2件訪問 (1時間)

## Q&A よくあるご質問



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかとても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいのですが、365日昼夜問わずに相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。報酬はありませんが、交通費等として通常年額 70,200 円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？



A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

## やってみようかな？と思ったら...

お住まいの地域の自治会町内会長、

または 区役所福祉保健課 (TEL 045-

)へご相談ください。

令和7年1月発行

## バトンタッチサポーター（仮称）制度について

令和7年の一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、一定期間（12月～3月）、新任委員が行う相談支援や活動に、前任者が同行して、経験やノウハウを引継ぐなど、新任委員をしっかりとサポートする仕組みを試行的に導入します。

	説明
目的	退任した民生委員・児童委員および主任児童委員が一定期間「サポーター」として活動の助言等を行うことにより、経験やノウハウを新任の民生委員等に引き継ぐことで、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整える。（希望地区）
対象者	直近の一斉改選で退任される民生委員および主任児童委員（以下「民生委員等」という） （欠員地区だった場合、直近で退任された方や欠員地区をカバーされていた近隣地区の委員（退任者）や地区民生委員児童委員協議会会長（退任者）が、バトンタッチサポーターとなることも可能。前任者がサポーターを担うことが困難な場合、地区民児協代表了承のもと、前々任等の元職の方がサポーターとなることも可。）
活動内容	①現任の民生委員等が受けた相談に対する助言 ②担当地域の児童や高齢者等への訪問の同行（引継ぎ） ③関係機関との引継ぎ ④地区民生委員児童委員協議会（以下地区民児協）の運営等に対するサポート ⑤その他、区民生委員児童委員協議会事務局と相談・調整のうえ、認められた活動
期間	一斉改選年の12月1日から翌年3月31日までの4か月間
位置づけ	健康福祉局長の依頼に基づくボランティア。（活動にあたり、「協力依頼書」と「バトンタッチサポーター証」（携帯用、氏名・公印入）をお渡しします。）
配置基準	退任委員と新任委員の双方の意向が一致し、地区民児協の代表、区民児協の代表の承諾がある場合に、配置が可能。

※今回の取組実施後は、次期改選時（令和10年度）に向けた振り返り等を行うことで、より良い活動支援策へとつなげていきます。

港北 区 民 限 定

# あなたのご意見・アイデアで! 港北区をもっと良くしませんか?

お住まいの港北区について、「こんなまちになったらいいな」

「こんなことができたらいいな」というようなことを  
デジタルプラットフォーム「Surfvote」にご投稿ください!  
今後の施策や事業の参考にさせていただきます。

## 参加はこちらから **アクセス**

「Surfvote」では他の投稿者の意見を見て、ご自身の意見を考えることができます。



### ※ 意見投稿する際の注意事項 ※

意見投稿は、事前にユーザー登録をして、  
ログインする必要があります。

サイト内の「利用規約」を確認・同意のうえで、  
ご参加ください。

同様の意見募集は横浜市全区で実施中です。  
他区在住の方もこちらからアクセスしてください。

## 意見募集期間

2025  
**6.11** (水) 10:00  
▶▶▶  
**7.10** (木) 23:59

## お問合せ

▶ 区役所での意見募集について

横浜市 市民局区連絡調整課

Tel : 045-671-2088

Fax : 045-664-5295

▶ 意見募集プラットフォームについて

横浜市 市民局広聴相談課

Tel : 045-671-2335

Fax : 045-212-0911

▶ 港北区役所の事業について

港北区役所 区政推進課

Tel : 045-540-2230

Fax : 045-540-2227



## 「Surfvote(サーフボート)」について

# Surfvote

Surfvote では、さまざまな政策や課題(イシュー)について知り、自分の考えや立場に基づき意見・アイデアを投稿し、他の人の意見を傾聴し評価することもできます。

■ 意見投稿の画面イメージ ※ 区に関するご意見は、「市民からの提案」などでも、引き続きお寄せいただけます。

① 表面の二次元コードの読み取り、または検索ワード「横浜市 デジタルプラットフォーム」で横浜市ウェブページにアクセス後、「各区イシューページ」からお住まいの区名をクリックする。

各区イシューページ

- 青葉区 (外部サイト)
- 旭区 (外部サイト)
- 泉区 (外部サイト)

② ユーザーの新規登録を行い、ログインをする。

新規登録 | ログイン

③ ログイン後、お住まいの区のイシューページで「〇〇区に関するご意見・アイデア」をクリックし、追加項目（氏名 / 住所 / 電話番号 / メールアドレス / 年齢）の登録を行う。

※ 追加項目で登録された内容は公表されません。

氏名 (事前にご登録いただいた名前 (ニックネーム) が公開されません。)  
氏名を入力してください

住所1 (横浜市〇〇区)  
お住まいの区を選択してください

住所2  
それ以降を入力してください

電話番号  
ハイフン抜きで電話番号を入力してください

メールアドレス  
メールアドレスを入力してください

※本人確認メールが入カメールアドレスに送信されます。

年齢  
年齢を入力してください

規約  
 プライバシーポリシーと利用規約に同意する

送信する

④ ③で登録したメールアドレスに送付された本人確認メールを開き、認証 URL をクリックし、本人確認を完了する。

投票所

鶴見区に関するご意見・アイデア

投票数: 0

オピニオンを見る

投票状況を確認

④ ③で登録したメールアドレスに送付された本人確認メールを開き、認証 URL をクリックし、本人確認を完了する。

Surfvote 本人認証のご確認

Surfvote 14:55

To 自分

このメールは、Surfvoteより自動的に送信されています。

この度は、Surfvoteをご利用いただき、誠にありがとうございます。

認証URL  
[http://dev.surfvote.com/issues/email/verify/2090c0914da75021252e967eb081bfaa7a7b80d8d2b8ceb1fc1cceb5624c8dd?cms\\_id=ynje8qy4v8yb&expires=1745564100&signature=fd8697c7a4b4c795371a494ffa2a24696fe1fc54801aa3757b37bfb2888045b8](http://dev.surfvote.com/issues/email/verify/2090c0914da75021252e967eb081bfaa7a7b80d8d2b8ceb1fc1cceb5624c8dd?cms_id=ynje8qy4v8yb&expires=1745564100&signature=fd8697c7a4b4c795371a494ffa2a24696fe1fc54801aa3757b37bfb2888045b8)

※認証URLは発行後1時間経過すると使用できなくなります。

本人確認メールに関するログインについて、問題が発生した場合は下記URLからご連絡ください。  
<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLS82...>

⑤ 意見投稿画面で意見を入力し、投稿する。

【青葉区にお住まいの皆様へ】青葉区に関するご意見・アイデアをお寄せください

横浜 太郎

青葉区に関するご意見・アイデア

青葉区に関するご意見・アイデアをお寄せください。

こちらに入力

オピニオン入力をスキップ

他のユーザーの回答

回答

<イシューページに遷移>

本人確認が完了しました。

お手数ですが再度ご希望の回答項目を選んで、投票をお願いします。

閉じる

## 令和7年度 港北区防災キャラバンの実施団体募集について

平成18年度から実施している防災出前講座「港北区防災キャラバン」は、15年以上に渡って多くの自治会町内会様からお申込みをいただき、受講者の皆さまの防災に関する知識や意識向上にお役立ていただいております。

令和4年度からは、マンションならではの防災対策や、災害時の食事、トイレの問題など、生活に身近なテーマを追加し、関東大震災の発生から100年の節目を迎えた令和5年度は、「知的障害や自閉症のある人への支援」という新たなテーマを加え、受講者の皆さまから好評の声をいただきました。

令和7年度では、全7テーマをご用意しておりますので、地域の皆さまの災害への備えを進めていただくため、お申込みのご検討をよろしくお願いいたします。

**アンケートでは、受講者の9割以上の方に「防災意識が高まった」とご回答いただいています！**

### 受講者から寄せられたご感想



数値や事例でわかりやすく災害への準備を考える機会になりました。  
 （「発災時のトイレ問題」を受講）

災害への対策を家族で共有する大切さを感じました。  
 （「防災食」を受講）



講演を聞いて、防災情報をスマホで取得できるようにしました。  
 （「河川防災」を受講）



実施の様子

### 1 実施テーマ一覧

裏面一覧のとおり

### 2 申込方法

別添の「防災キャラバン申込書」に必要事項をご記入いただき、港北区役所総務課防災担当までEメールまたはFAXでご送付ください（その他の方法でお申込みを希望される場合は、お電話にてご相談ください）。

### 3 申込期限及び実施期間

申込期間：令和7年6月10日（火）から10月31日（金）まで

実施期間：令和7年12月19日（金）まで

※実施に向けた調整期間を確保するため、実施予定日の2か月前を目安にお申し込みください。

※申込書の受理後、区役所が講師と日程等の調整を行い、実施の可否を決定します。

※実施決定後、必要に応じて講師、実施団体及び区役所の3者による事前調整・打ち合わせ（原則、土日祝日を除いた日に実施）を行います。

#### 4 その他

- ・原則として先着順に実施の調整を行います。
- ・多数のお申込みがあった場合、申込期間中であっても予算の執行状況により受付を終了する場合があります。
- ・講師の日程上の都合等により、実施のご希望に沿えない場合があります。
- ・その他、不明点等がございましたら、総務課防災担当までご連絡ください。

#### 【テーマ一覧】

番号	テーマ	所要時間	概要	講師
1	知的障害や自閉症のある人への支援	30分	災害時の知的障害や自閉症のある方向けの支援について当事者からの講義や、コミュニケーションボードの使用法説明等	セイフティーネット プロジェクト横浜 (横浜市障害者支援センター)
2	河川防災	60分	鶴見川水系の河川防災に関する基礎知識についての講義	国土交通省 京浜河川事務所等
3	建築物の防災	60～90分	①木造住宅の危険性の正確な理解と安全対策についての講義 ②既存ブロック塀等の安全点検についての講義	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会 ・ 横浜市建築局 建築防災課
4 ※	首都直下地震や風水害を克服する防災まちづくり	60～120分	地域の地形地質と災害リスクの読み取りから、被害を最小限にする防災組織と連携づくり、地区防災計画の作成等を講義・助言	防災士 元港北区内小学校校長  鷲山 龍太郎氏
5 ※	マンション防災	60～120分	マンションでの在宅避難について、実践的な備え方を講義 ※事前打合せ兼相談会の実施を予定しています	マンション防災士 釜石 徹氏
6 ※	防災食	60～120分	在宅災害の備えや食料のローリングストック、備蓄品のおいしい調理方法についての講義・体験	管理栄養士・防災士 災害食専門員 (株) オフィスRM 代表取締役 今泉 マユ子氏
7 ※	発災時のトイレ問題	60～120分	災害時に安心して使用できるトイレ環境の確保についての講義	(特非) 日本トイレ研究所 代表理事 加藤 篤氏

※ 4、5、6、7については、20名以上のご参加を目安に、お申込みをお願い致します(連合単位でのお申込みも可能)。また、会場の確保が難しい場合には、担当にご相談ください。

担当：港北区総務課防災担当  
今井、渡部  
FAX:540-2209 (TEL: 540-2206)  
Eメール: ko-bousai@city.yokohama.lg.jp



## 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

## 1 趣旨

4月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシが完成しましたので、配付します。引き続き、補助金の活用について御検討ください。

## 2 お願いしたいこと

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

## 3 チラシについて

別添のとおり

## 【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和7年4月1日（火）～9月30日（火）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED照明器具 ※1	2/3	60万円
省エネエアコン	2/3	130万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2/3	200万円 ※2

予算上限に達し次第、  
受付を終了します。  
申請はお早めをお願いします。

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。

（ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る）

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」を御覧ください。  
また、横浜市Webページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市WEBページ)

## 補助対象などに関するお問合せ・申請窓口・訪問アドバイザー事前予約

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（事務委託先）

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 佐藤、高橋、笹尾

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734



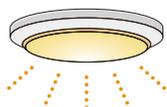
横浜市は 2030 年度までの  
温室効果ガス排出量 50%  
削減を目指しています

# 自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率 **2/3**

対象  
製品

## LED照明器具



補助上限額

**60万円**

省エネ性能

★★★★☆4.0

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合  
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの  
交換も対象  
(トップランナー基準達成製品)

対象  
製品

## エアコン



補助上限額

**130万円**

省エネ性能

★★★☆☆2.4

家庭用

統一省エネラベル省エネ性能  
★2.4 以上

業務用

トップランナー基準達成製品

対象  
製品

## 断熱窓など



断熱窓



太陽光  
発電設備



蓄電池

補助上限額

合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。

※断熱窓：会館の状況により、補助基準に合う  
製品が見当たらない場合はお問合せください。

対象製品の要件、申請手続き等  
の詳細は「**募集案内**」をご確認  
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。  
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

省エネ性能  
★★★★☆4.0



対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会** (地区連合町内会を含む)

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点と  
している町内会等も補助対象となる場合があります。  
詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

令和 **7年9月30日** 火 まで

※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

令和7年12月までの整備が対象

# 導入効果

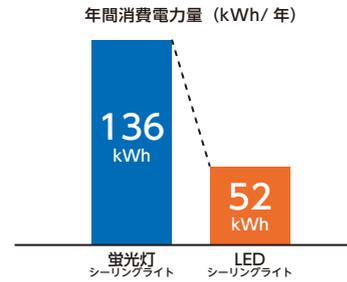
## LED 照明器具

年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり

約 **38kg 削減!**

年間電気代

約 **2,600円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）  
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## エアコン

年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり

約 **53kg 削減!**

年間電気代

約 **3,700円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）  
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## 断熱窓

冷暖房費削減効果  
（施工前との比較）

年間 CO<sub>2</sub>排出量

約 **340kg 削減!**

年間電気代

約 **23,600円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる  
※断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出  
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出  
※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

# 手続きの流れ

意思決定・書類準備

補助申請

申請方法:

Eメール・郵送・委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）

申請期限:

令和7年9月30日（火）

なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

交付決定

契約・着手

施工業者へ支払

完了報告

令和7年12月26日（金）まで

交付額確定

補助金の請求

補助金の振込

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

## 申請書提出・問合せ・訪問アドバイザー事前予約

事務委託先 **横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

電話 **045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

## アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。  
相談・訪問にかかる料金は無料です。

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

港北地振第 303 号  
令和 7 年 5 月 20 日

自治会町内会長 各位

港北区地域振興課長

## 地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金等申請事務 説明会の開催について

日ごろより港北区の地域振興に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様の活動の支援し、住みよい地域社会の形成につなげるため、令和 7 年度も引き続き標記補助金を交付いたします。

つきましては、地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金等の申請事務に関する説明会を開催しますので、ご希望の回を下記問合せ・申込先までご連絡くださいますようお願いいたします。個別のご相談も受け付けておりますので、下記担当までご連絡下さい。

### 1 日時・場所

	開催日時		会場
第 1 回	6 月 11 日 (水)	午後 2 時から 4 時まで	港北区役所 4 階 1 号会議室 (予定)
第 2 回	6 月 11 日 (水)	午後 7 時から 9 時まで	
第 3 回	6 月 14 日 (土)	午前 10 時から 12 時まで	
第 4 回	6 月 14 日 (土)	午後 1 時から 3 時まで	

※出席を希望される方は、ご希望の回を下記問合せ・申込先へ電話・FAX・Email のいずれかによりご連絡ください。【申込締切：6 月 9 日 (月)】

※1 単会 2 名までのご出席、受付は先着順となります。

ご希望の日時に沿わない可能性もありますので予めご了承ください。

### 2 内容

- (1) 地域活動推進費補助金 申請事務について
- (2) 地域防犯灯維持管理費補助金 申請事務について
- (3) 地域の防犯力向上緊急補助金 (防犯緊急補助金) 申請事務について

### 3 その他

駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

担当：港北区地域振興課地域活動係 山口、道岡、毛呂、若杉  
Tel 540-2234 FAX 540-2245  
Email ko-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 様

「自治会町内会アンケート」へのご協力に関する再度のお願い

日頃から、市政へのご協力を賜り、ありがとうございます。

3月の市連会・区連会を通じて標記アンケートへのご協力をお願いしたところですが、回答率が伸び悩んでおります。(5月7日現在:電子申請890件、郵送等825件、合計1,715件 回答率 60.7%) (前回(令和2年度)最終回答率:90.5%)

回答期限につきまして、6月6日(金)まで延長いたしましたので、まだご回答いただいていない自治会町内会長の皆様におかれましては、何卒ご回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。(既にご回答済みの場合は、ご対応不要です。)

### 1 回答期限

令和7年6月6日(金) 【期限を延長しました】

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。【単位会長】単位会長あて資料を送付します。アンケートの回答が済んでいない場合は、回答をお願いします。

### 3 回答方法

(1) または(2)の手順で、電子申請・届出システムから回答するのが、簡単でおすすめです。

#### (1) スマートフォン等の場合

右の二次元バーコードを読み取り、回答してください。

↑アンケートの  
二次元コード

#### (2) パソコンの場合

「横浜市電子申請・届出システム」トップページの

【申請できる手続き一覧】の「個人向け手続き」をクリック。

キーワード検索で「市民局 自治会 アンケート」で検索、

当該アンケートを選択して回答してください。

#### 【参考 URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202dbb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

※横浜市電子申請・届出システム

検索サイトで「横浜市 電子申請」と検索するとアクセスできます。

#### (3) 郵送の場合

3月の各区配送便でお送りした調査票にご記入の上、同封した返信用封筒で返送してください。

担当 市民局地域活動推進課  
電話 045-671-2317  
FAX 045-664-0734  
Eメール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

# 鋼管ポール防犯灯の全数点検について

## 【お知らせ】

市連会 5月定例会説明資料  
令和7年5月12日  
市民局 地域防犯支援課

### (1) 鋼管ポール防犯灯の全数点検及び撤去への御協力について

横浜市で維持管理している、市内約2万灯の全数の鋼管ポール防犯灯の点検調査を行います。

- ・点検スケジュール：令和7年6月～令和8年1月
- ・点検業者：株式会社カワデン

## 横浜市 鋼管ポール調査

発行：横浜市 市民局 地域防犯支援課

- ※ 点検の際、作業員は横浜市の腕章（青）を着用し、証明書を持参します。
- ※ 点検では私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。
- ※ 点検結果は別途お知らせします。

穴があいていたら即時撤去し、お知らせします。

① 近くに、灯具を設置できる電柱があれば、移設出来ます。

⇒ 移設に関する書類の提出をお願いします。

② 鋼管ポールの建替え等については、別途協議<sup>(\*)</sup>させていただきます。

\* 現在、鋼管ポールを建替える場合は、基礎を大きく（直径 50cm 地中深 1m）する必要があるため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に建替えできない場合もあります。

見守り活動により、劣化したポールを発見した場合は、情報提供をお願いします。



### (2) 電線の安全確保について

併せて、市で管理する電線（鋼管ポール同士をつなぐ電線）についても点検します。

- ① 電線に樹木が接触している場合や、草木が絡みついている場合は電線を一時撤去し、お知らせ致します。
- ② 土地所有者や自治会町内会により、樹木や草木の剪定をしていただきましたら、電線を復旧致しますので区の地域振興課までご連絡下さい。



裏面に、「緊急補助金」を活用した地域による灯りの確保について、記載しています。

### (3) 地域の防犯力向上緊急補助金を活用した灯り(センサーライト)の設置方法

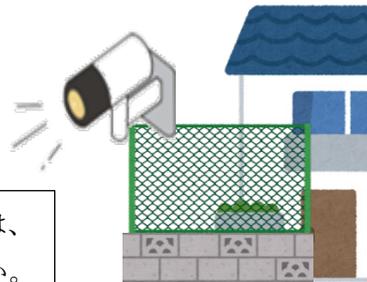
#### ① 設置場所の検討・決定

自治会町内会でどこに設置するかを話し合い、決定します。

設置例: 民家のフェンスやベランダにセンサーライトを設置し、公道を照らす。

**注意:** 灯具を設置する際には、特に付近にお住まいの方へ、事前に説明し、了承してもらうことが大切です。

取組の参考となる防犯関連サイトは、左下のQRコードからご覧ください。



#### ② 設置許可の取得

設置する場所の土地所有者へ設置許可(占有許可)を取ります。

例: 公道の場合は区土木事務所、私有地の場合は土地所有者等



#### ③ 商品の購入・工事委託

商品を購入(または工事委託)し、自治会町内会宛の領収書をもらいます。



#### ④ 申請書類の提出

受付センターに申請書、領収書を提出します。**(10/31 期限)**



#### ⑤ 決定通知の受領・請求書の提出

申請書類を提出したら、決定通知と共に請求書が自治会町内会へ届きます。

請求書を受付センターに提出します。**(12/26 期限)**



#### ⑥ 補助金の振り込み

請求書に記載の口座に補助金が振り込まれます。

※センサーライト設置後にかかる維持管理費(電気代など)については、地域活動推進費補助金の対象となります。

お問合せ:防犯緊急補助金受付センター(市委託事業者) ☎ 045-550-5125

【参考】   

※ 申請様式や防犯関連サイトを掲載しています。



<担当>

横浜市市民局地域防犯支援課

電話:045-671-3709 FAX:045-671-0734

E-mail:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

( 鋼管ポール防犯灯全数点検調査に関すること:石橋、伊藤 )

( 地域の防犯力向上緊急補助金に関すること :小野寺、早野 )

## 「返金」のはずが「送金」に? 「〇〇ペイで返金します」に注意!

ネット通販で古本を購入し、代金を振り込んだが、「欠品のため、決済アプリで返金する」と連絡があり、指示に従ったところ、1万円を送金させられてしまった。

(相談者：50歳代 男性)

ネット通販の返金手続を案内するふりをして、逆に送金操作をさせる手口が増えていきます。「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、その場ではすぐに応じないようにしましょう!

### ⚠️ トラブル防止のポイント

- ☑ ネット通販を利用する際は、キャンセル、返品、返金のルールなどを確認!
- ☑ 販売業者の所在地や、電話番号を確認!
- ☑ 決済アプリの操作は自分の意思で判断!



～消費生活教室のお知らせ～

【問合せ先】「消費生活教室」担当電話 045-845-5640

令和7年6月16日(月) 13:30～15:00 「ラクで楽しい! 自宅と実家の片付け術」

磯子公会堂 講堂

令和7年6月24日(火) 13:30～15:00 「キッチンから食品ロスを減らす」

瀬谷区役所5階大会議室



横浜市消費生活総合センター

検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666 (平日 9:00～18:00 土・日 9:00～16:45)